

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------|-------|-----|---------------------|---|--|-----|------------|-------|-----|---------------------|--|
| <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能) に規定する i モード機能 (別表 2 に規定する i モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。)、遠隔管理機能及び sp モード機能 (別表 2 に規定する sp モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします。</p> <p>第 6 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 49 条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 及び第 6 (ユニバーサルサービス料) に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表 (料金) 又は別表 2 (付加機能) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により X i を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料 (以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前 2 号の規定によるほか、X i 契約者は、次の場合を除き、X i を利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> | <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能) に規定する i モード機能 (別表 2 に規定する i モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。)、<u>グループ管理機能</u>及び sp モード機能 (別表 2 に規定する sp モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします。</p> <p>第 6 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 49 条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 及び第 6 (ユニバーサルサービス料) に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表 (料金) 又は別表 2 (付加機能) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により X i を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料 (以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前 2 号の規定によるほか、X i 契約者は、次の場合を除き、X i を利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 別</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 X i の電話番号保管をしたとき。</td> <td>電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその X i についての基本使用料及び付加機能使用料 (別表 2 (付加機能) に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。)</td> </tr> </tbody> </table> | 区 別 | 支払いを要しない料金 | 1 (略) | (略) | 2 X i の電話番号保管をしたとき。 | 電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその X i についての基本使用料及び付加機能使用料 (別表 2 (付加機能) に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 別</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 X i の電話番号保管をしたとき。</td> <td>電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその X i についての基本使用料及び付加機能使用料 (別表 2 (付加機能) に規定する<u>グループ管理機能</u>に係るものを除きます。)</td> </tr> </tbody> </table> | 区 別 | 支払いを要しない料金 | 1 (略) | (略) | 2 X i の電話番号保管をしたとき。 | 電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその X i についての基本使用料及び付加機能使用料 (別表 2 (付加機能) に規定する <u>グループ管理機能</u> に係るものを除きます。) |
| 区 別 | 支払いを要しない料金 | | | | | | | | | | | | |
| 1 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 2 X i の電話番号保管をしたとき。 | 電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその X i についての基本使用料及び付加機能使用料 (別表 2 (付加機能) に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。) | | | | | | | | | | | | |
| 区 別 | 支払いを要しない料金 | | | | | | | | | | | | |
| 1 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 2 X i の電話番号保管をしたとき。 | 電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその X i についての基本使用料及び付加機能使用料 (別表 2 (付加機能) に規定する <u>グループ管理機能</u> に係るものを除きます。) | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 (略)</p> <p>第 50 条～第 93 条 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> | <p>3 (略)</p> <p>第 50 条～第 93 条 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> | | | | | | | | | | | | |

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

- 第1 (略)
- 第2 付加機能使用料
- 1 適用

| 付加機能使用料の適用 | |
|-------------------------------------|--|
| (1) (略) | (略) |
| (2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用 | 第1（基本使用料）の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている X i に係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、i モード電子メール転送機能、メール着信通知機能、位置情報通知機能及び遠隔管理機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1 位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1 通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2（料金額）に規定する額から、その額に0.60 を乗じて得た額を差し引いて適用します。 ただし、(7)の適用を受けているときは、適用しません。 |
| (3)~(6) (略) | (略) |
| (7) 付加機能使用料の31日間減額適用 | ア 付加機能使用料の31日間減額適用とは、次の(ア)から(ク)に規定するものをいいます。 (ア)~(ク) (略) (ケ) 1の X i について、別表2（付加機能）に規定する遠隔管理機能（基本機能に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供を最初に受けることとなったときは、提供を受けることとなったその付加機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。 ただし、遠隔管理機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。 イ~エ (略) |
| (8)~(10) (略) | (略) |

2 料金額

| 区 分 | 単 位 | 料金額（月額） |
|-----|-----|---------------------|
| | | 次の税抜額 （かっこ内は税込額） |
| (略) | (略) | (略) |

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

- 第1 (略)
- 第2 付加機能使用料
- 1 適用

| 付加機能使用料の適用 | |
|-------------------------------------|---|
| (1) (略) | (略) |
| (2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用 | 第1（基本使用料）の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている X i に係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、i モード電子メール転送機能、メール着信通知機能、グループ管理機能及び位置情報通知機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1 位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1 通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2（料金額）に規定する額から、その額に0.60 を乗じて得た額を差し引いて適用します。 ただし、(7)の適用を受けているときは、適用しません。 |
| (3)~(6) (略) | (略) |
| (7) 付加機能使用料の31日間減額適用 | ア 付加機能使用料の31日間減額適用とは、次の(ア)から(ク)に規定するものをいいます。 (ア)~(ク) (略) イ~エ |
| (8)~(10) (略) | (略) |

2 料金額

| 区 分 | 単 位 | 料金額（月額） | | | |
|----------|------------------------------|---------------------|--------------------|-----------------|-------------|
| | | 次の税抜額 （かっこ内は税込額） | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | |
| グループ管理機能 | タイプA（ビジネス mopera あんしんマネージャー） | 基本機能 | 基本額（1管理グループごとに） | 1,000円（ 1,080円） | |
| | | 追加機能 | 予備管理機能 | 加算額（1管理回線ごとに） | 500円（ 540円） |
| | | | 共通管理機能 | 加算額（1管理回線ごとに） | 500円（ 540円） |
| | | | ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能 | 加算額（1管理グループごとに） | |
| | | 登録可能数 | | | |
| | | 5まで | | 500円（ 540円） | |
| | | 10まで | | 1,000円（ 1,080円） | |
| | | 15まで | | 1,500円（ 1,620円） | |
| | | 20まで | | 2,000円（ 2,160円） | |
| | | 25まで | | 2,500円（ 2,700円） | |
| 30まで | | 3,000円（ 3,240円） | | | |
| 40まで | | 4,000円（ 4,320円） | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|------------------|-----------------|------------------|
| | | | | | | 50まで | | 5,000円(5,400円) |
| | | | | | | 60まで | | 6,000円(6,480円) |
| | | | | | | 70まで | | 7,000円(7,560円) |
| | | | | | | 80まで | | 8,000円(8,640円) |
| | | | | | | 90まで | | 9,000円(9,720円) |
| | | | | | | 100まで | | 10,000円(10,800円) |
| | | | | | | 101以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | | 遠隔初期化機能 | 加算額(1管理グループごとに) | |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 5まで | | 700円(756円) |
| | | | | | | 10まで | | 1,400円(1,512円) |
| | | | | | | 15まで | | 2,100円(2,268円) |
| | | | | | | 20まで | | 2,800円(3,024円) |
| | | | | | | 25まで | | 3,500円(3,780円) |
| | | | | | | 30まで | | 4,200円(4,536円) |
| | | | | | | 40まで | | 5,600円(6,048円) |
| | | | | | | 50まで | | 7,000円(7,560円) |
| | | | | | | 60まで | | 8,400円(9,072円) |
| | | | | | | 70まで | | 9,800円(10,584円) |
| | | | | | | 80まで | | 11,200円(12,096円) |
| | | | | | | 90まで | | 12,600円(13,608円) |
| | | | | | | 100まで | | 14,000円(15,120円) |
| | | | | | | 101以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | | 遠隔カ スタマ 機能 | 特定端末設備に係 るもの | 加算額(1管理グループごとに) |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 5まで | | 500円(540円) |
| | | | | | | 10まで | | 1,000円(1,080円) |
| | | | | | | 15まで | | 1,500円(1,620円) |
| | | | | | | 20まで | | 2,000円(2,160円) |
| | | | | | | 25まで | | 2,500円(2,700円) |
| | | | | | | 30まで | | 3,000円(3,240円) |
| | | | | | | 40まで | | 4,000円(4,320円) |
| | | | | | | 50まで | | 5,000円(5,400円) |
| | | | | | | 60まで | | 6,000円(6,480円) |
| | | | | | | 70まで | | 7,000円(7,560円) |
| | | | | | | 80まで | | 8,000円(8,640円) |
| | | | | | | 90まで | | 9,000円(9,720円) |
| | | | | | | 100まで | | 10,000円(10,800円) |
| | | | | | | 101以上 | | 別に定める額 |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---------------------------|----------------------|------------------|--------------------|
| | | | | | | 特定端末設備以外の端末設備に係るもの | 加算額（1管理グループごとに） | |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 5まで | | 350円（ 378円） |
| | | | | | | 10まで | | 700円（ 756円） |
| | | | | | | 15まで | | 1,050円（ 1,134円） |
| | | | | | | 20まで | | 1,400円（ 1,512円） |
| | | | | | | 25まで | | 1,750円（ 1,890円） |
| | | | | | | 30まで | | 2,100円（ 2,268円） |
| | | | | | | 40まで | | 2,800円（ 3,024円） |
| | | | | | | 50まで | | 3,500円（ 3,780円） |
| | | | | | | 60まで | | 4,200円（ 4,536円） |
| | | | | | | 70まで | | 4,900円（ 5,292円） |
| | | | | | | 80まで | | 5,600円（ 6,048円） |
| | | | | | | 90まで | | 6,300円（ 6,804円） |
| | | | | | | 100まで | | 7,000円（ 7,560円） |
| | | | | | | 101以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | | iモード管理機能 | 加算額（1管理回線ごとに） | 500円（ 540円） |
| | | | | | | 閉域接続機能 | 加算額（1契約者識別番号ごとに） | 100円（ 108円） |
| | | | | | タイプB（ビジネスmoperaコマンドダイレクト） | 基本機能 | 基本額（1管理グループごとに） | |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 100まで | | 30,000円（ 32,400円） |
| | | | | | | 120まで | | 32,400円（ 34,992円） |
| | | | | | | 140まで | | 37,800円（ 40,824円） |
| | | | | | | 160まで | | 43,200円（ 46,656円） |
| | | | | | | 180まで | | 48,600円（ 52,488円） |
| | | | | | | 200まで | | 54,000円（ 58,320円） |
| | | | | | | 250まで | | 60,000円（ 64,800円） |
| | | | | | | 300まで | | 72,000円（ 77,760円） |
| | | | | | | 350まで | | 84,000円（ 90,720円） |
| | | | | | | 400まで | | 96,000円（ 103,680円） |
| | | | | | | 401以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | 追加機能 | おまかせロック設定機能又は電話帳設定機能 | 加算額（1管理グループごとに） | |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 100まで | | 10,000円（ 10,800円） |
| | | | | | | 120まで | | 10,800円（ 11,664円） |
| | | | | | | 140まで | | 12,600円（ 13,608円） |
| | | | | | | 160まで | | 14,400円（ 15,552円） |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--------------------------------------|--------------------|----------------------|
| | | | | | | 180 まで | | 16,200 円 (17,496 円) |
| | | | | | | 200 まで | | 18,000 円 (19,440 円) |
| | | | | | | 250 まで | | 20,000 円 (21,600 円) |
| | | | | | | 300 まで | | 24,000 円 (25,920 円) |
| | | | | | | 350 まで | | 28,000 円 (30,240 円) |
| | | | | | | 400 まで | | 32,000 円 (34,560 円) |
| | | | | | | 401 以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | | ドコモ接続設定機能、ブラウザ 利用制限機能又は一斉同報機 能 | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 100 まで | | 5,000 円 (5,400 円) |
| | | | | | | 120 まで | | 5,400 円 (5,832 円) |
| | | | | | | 140 まで | | 6,300 円 (6,804 円) |
| | | | | | | 160 まで | | 7,200 円 (7,776 円) |
| | | | | | | 180 まで | | 8,100 円 (8,748 円) |
| | | | | | | 200 まで | | 9,000 円 (9,720 円) |
| | | | | | | 250 まで | | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | | | | | 300 まで | | 12,000 円 (12,960 円) |
| | | | | | | 350 まで | | 14,000 円 (15,120 円) |
| | | | | | | 400 まで | | 16,000 円 (17,280 円) |
| | | | | | | 401 以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | | 遠隔初期化機能 | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 100 まで | | 14,000 円 (15,120 円) |
| | | | | | | 120 まで | | 15,120 円(16,329.6 円) |
| | | | | | | 140 まで | | 17,640 円(19,051.2 円) |
| | | | | | | 160 まで | | 20,160 円(21,772.8 円) |
| | | | | | | 180 まで | | 22,680 円(24,494.4 円) |
| | | | | | | 200 まで | | 25,200 円 (27,216 円) |
| | | | | | | 250 まで | | 28,000 円 (30,240 円) |
| | | | | | | 300 まで | | 33,600 円 (36,288 円) |
| | | | | | | 350 まで | | 39,200 円 (42,336 円) |
| | | | | | | 400 まで | | 44,800 円 (48,384 円) |
| | | | | | | 401 以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | | 遠隔カスタマイズ機能 | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 100 まで | | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | | | | 120 まで | | 7,560 円 (8,164.8 円) |
| | | | | | | 140 まで | | 8,820 円 (9,525.6 円) |
| | | | | | | 160 まで | | 10,080 円(10,886.4 円) |

| | | | | |
|------------------------|------|--------|---------------|----------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | (略) | (略) | (略) | |
| | | | | |
| 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー) | 基本機能 | タイプA | 基本額 (1 契約ごとに) | 250 円 (270 円) |
| | | タイプB | 基本額 (1 契約ごとに) | 250 円 (270 円) |
| | 追加機能 | 閉域接続機能 | 加算額 (1 契約ごとに) | 100 円 (108 円) |

第3 通信料

1 適用

| 基本使用料の適用 | |
|--------------------------|---------|
| (略) | (略) |
| (19) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用 | ア～イ (略) |
| | ウ (略) |

| | | | | | |
|----------|-----|---------|--------|-----|----------------------|
| | | | 180 まで | | 11,340 円(12,247.2 円) |
| | | | 200 まで | | 12,600 円 (13,608 円) |
| | | | 250 まで | | 14,000 円 (15,120 円) |
| | | | 300 まで | | 16,800 円 (18,144 円) |
| | | | 350 まで | | 19,600 円 (21,168 円) |
| | | | 400 まで | | 22,400 円 (24,192 円) |
| | | | 401 以上 | | 別に定める額 |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ワンナンバー機能 | | 1 契約ごとに | | | 150 円(162 円) |

第3 通信料

1 適用

| 基本使用料の適用 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|------|-----|---------|-----------|--|--------------------------------|------|-----|---------|-----------|--|---------------------|
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | |
| (19) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用 | <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 別表2に規定するワンナンバー機能を利用して行なわれる、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との相互接続点から専用回線等接続サービス契約約款に定める第8種接続装置の専用回線等に係る接続点への通信(当社が定めるものに限り。)の料金は、その通信に係る他社相互接続通信の料金と合わせて当社が定めることとし、次表の規定により算定した額を適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <tr> <th>料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>X i 通信料</td> <td>X i への通信料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>33 秒までごとに税抜額 10 円 (税込額 10.8 円)</td> </tr> </table> <p>(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの</p> <table border="1"> <tr> <th>料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>X i 通信料</td> <td>X i への通信料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20.5 秒までごとに税込額 10 円</td> </tr> </table> <p>エ (略)</p> | 料金種別 | 料金額 | X i 通信料 | X i への通信料 | | 33 秒までごとに税抜額 10 円 (税込額 10.8 円) | 料金種別 | 料金額 | X i 通信料 | X i への通信料 | | 20.5 秒までごとに税込額 10 円 |
| 料金種別 | 料金額 | | | | | | | | | | | | |
| X i 通信料 | X i への通信料 | | | | | | | | | | | | |
| | 33 秒までごとに税抜額 10 円 (税込額 10.8 円) | | | | | | | | | | | | |
| 料金種別 | 料金額 | | | | | | | | | | | | |
| X i 通信料 | X i への通信料 | | | | | | | | | | | | |
| | 20.5 秒までごとに税込額 10 円 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

| 種 類 | 提供条件 |
|---------|------|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 削除 | |

| | |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

| 種 類 | 提供条件 |
|---|--|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 グループ管理機能 <u>当社のインターネットホームページ等から、次の(1)から(12)に定める機能（以下この欄において「追加機能」といいます。）のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能（基本機能）をいいます。</u> | |
| (1) おまかせロック設定機能 <u>第78条の4（おまかせロック等）に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のX i及びFOMAに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</u> | (1) X i及びX iユビキタスに限り提供します。 |
| (2) iモード通信履歴閲覧機能 <u>第81条の2（iモード通信履歴の閲覧）に規定するiモード通信履歴の閲覧に係る一部の操作を、その契約者が他のX i及びFOMAに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</u> | (2) グループ管理機能には、タイプA（当社のインターネットホームページから操作を行うものをいいます。以下この欄において同じとします。）とタイプB（当社が提供するAPIを利用して操作を行うものをいいます。以下この欄において同じとします。）があります。 |
| (3) ドコモ接続設定機能 <u>17欄に規定するiモードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他のX i及びFOMAに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</u> | (3) iモード通信履歴閲覧機能及びiモード管理機能については、iモード機能の提供を受けているX i契約者に限り、利用することができます。 |
| (4) 電話帳設定機能 <u>17欄に規定するiモードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他のX i及びFOMAに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</u> | (4) ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ制限機能及び一斉通報機能については、iモード機能（特定端末設備管理機能を利用しているときは、iモード機能又はspモード機能）の提供を受けているX i契約者に限り、利用することができます。 |
| (5) 予備管理機能 <u>基本機能において指定した契約者回線以外の契約者回線において、グループ管理機能に係る操作を行うために必要と</u> | (5) 契約者は、基本機能又は追加機能（閉域接続機能を除きます。）の利用の請求又は廃止の請求を行うときは、管理グループ（そのX i並びにそのX iの料金と一括して料金が請求されるX i及びFOMAをいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに、請求していただきます。 |
| | (6) (5)の規定にかかわらず、当社は、おまかせロック設定機能、iモード通信履歴閲覧機能、ドコモ接続設定機能及び電話帳設定機能については、X i契約者（タイプAを選択している者に限りません。）から利用の請求があった |
| | (7) X i契約者は、タイプAを選択するときは、グループ管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を受信する1の契約者回線を管理グループ内から、あらかじめ指定し |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>なる暗証番号を、受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(6) 共通管理機能 <u>所属する管理グループ以外の管理グループのグループ管理機能（その契約者が提供を受けているものに限りです。）に係る操作を行うために必要となる暗証番号を、受信できるようにする機能をいいます。</u></p> <p>(7) ブラウザ利用制限機能 <u>i モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。</u></p> <p>(8) 一斉同報機能 <u>当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信する i モード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。</u></p> <p>(9) i モード管理機能 <u>i モード機能を利用して、グループ管理機能に係る一部の操作を行うことができる機能をいいます。</u></p> <p>(10) 遠隔初期化機能 <u>契約者回線に接続されている端末設備（この機能を利用するために必要な機能を有するものに限りです。以下この欄において同じとします。）に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</u></p> <p>(11) 遠隔カスタマイズ機能 <u>契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</u></p> <p>(12) 特定端末設備管理機能 <u>ア 契約者が、おまかせロック設定機能、電話帳設定機能及びドコモ接続設定機能、ブラウザ利用制限機能、一斉同報機能、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能を利用している場合において、それぞれ次の操作を行うことができる機能をいいます。</u></p> <p><u>(ア) (1)に規定するおまかせロック設定機能について、契約者回線（イに規定する閉域接続機能の提供を受けている場合を除き、sp モード機能（33 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限りです。）に接続されている端末設備（当社が定めるものに限りです。以下この欄において「特定端末設備」といいます。）において、第 91 条の 5 に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</u></p> <p><u>(イ) (3)に規定するドコモ接続設定機能について、特定端末設備において、sp モード機能及び第 74 条に規定する無線 IP</u></p> | <p>ていただきます。</p> <p>(8) X i 契約者は、タイプ B を選択するときは、管理グループを代表する 1 の X i 又は F O M A をあらかじめ選択していただきます。</p> <p><u>ただし、i モード通信履歴閲覧機能、予備管理機能、共通管理機能、i モード管理機能及び特定端末設備管理機能については、選択することができません。</u></p> <p>(9) X i 契約者は、ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(10) X i 契約者は、(9)の登録に先立って、管理グループごとに登録できる契約者識別番号等（X i 又は F O M A の契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）の数（当社が定める数に限りです。以下「登録可能数」といいます。）をあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(11) 一斉同報機能を利用して X i 契約者は、この機能を利用して送信した i モード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> <p>(12) 当社は、管理グループに新たに X i が追加された場合又は削除された場合は、その X i について、この機能（利用中断機能を含みます。）の利用の請求又は廃止の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(13) X i 契約者は、1 の管理グループごとに料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要するものとし、その管理グループを代表する 1 の X i に請求します。</p> <p>(14) (13)の規定にかかわらず予備管理機能、共通管理機能又は i モード管理機能に係る付加機能使用料は、その機能に係る暗証番号を受信することができる契約者回線（以下「管理回線」といいます。）ごとに支払いを要するものとし、その管理回線が含まれる管理グループを代表する 1 の X i に請求します。</p> <p>(15) X i 契約者は、遠隔初期化機能を利用するときは、当社が定める方法により、データを消去するための情報を受信する契約者回線に係る契約者識別番号及びデータ消去の対象となる端末設備を、あらかじめ登録していただきます。</p> <p>(16) X i 契約者は、(15)の登録に先立って、登録可能数をあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(17) X i 契約者は、遠隔カスタマイズ機能を利用するときは、当社が定める方法により機能制限等をするための情報を受信する契約者回線に係る契約者識別番号及び機能制限等の対象となる端末設備を、あらかじめ登録していただきま</p> |
|--|--|---|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(ウ) (4)に規定する電話帳設定機能について、特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限り。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(エ) (7)に規定するブラウザ利用制限機能について、sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>(オ) (8)に規定する一斉通報機能について、当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること</p> <p>(カ) (10)に規定する遠隔初期化機能について、特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(キ) (11)に規定する遠隔カスタマイズ機能について、特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>イ 特定端末設備管理機能を利用している契約者は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用に係るものであって、当社が別に定めるもの）に限り。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係るグループ管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。</p> | <p>す。</p> <p>(18) X i 契約者は、(17)の登録に先立って、登録可能数をあらかじめ申し出ていただきます。この場合において、X i 契約者（タイプ A を選択している者に限ります。）は、機能制限等の対象となる特定端末設備又は端末設備（特定端末設備を除きます。）ごとに登録可能数を申し出ていただきます。</p> <p>(19) X i 契約者は、遠隔カスタマイズ機能に係る端末設備（特定端末設備を除きます。）の機能制限等をするための情報が、(17)の規定により指定した端末設備（特定端末設備を除きます。）において受信されたことを当社が確認したときは、料金表第 1 表第 5（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(20) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 63 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>(21) X i 契約者は、特定端末設備管理機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる特定端末設備をあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(22) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している X i 契約者（タイプ A を選択している者に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。</p> <p>(23) (22)によるほか、特定端末設備管理機能を利用している X i 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるものに限り。）の設定を行うことができます。</p> <p>(24) 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ第 11 種接続装置を指定していただきます。 ただし、その第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能（代表機能を除きます。）の提供を受けているときは、指定することができません。</p> <p>(25) (24)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(26) 追加機能（予備管理機能、共通管理機能、i モード管理機能及び閉域接続機能を除きます。）を利用するときは、それぞれの登録可能数に応じて、料金表第 1 表第 2 に</p> |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|---|--|--|
| | | | <p>規定する加算額の支払いをそれぞれの機能ごとに要します。</p> <p>(27) 閉域接続機能を利用するときは、(25)の規定により登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第1表第2に規定する加算額の支払いを要します。</p> <p>(28) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (28)に規定する当社が別に定めるところは、「ビジネス mopera あんしんマネージャー規約」又は「ビジネス mopera コマンドダイレクト規約」に定めるところによります。</p> |
| 4～27 (略) | (略) | 4～27 (略) | (略) |
| 28 削除 | | <p>28 ワンナンバー機能</p> <p>X i の契約者識別番号を使用して行なわれる通信（当社が定めるものに限り。）を、あらかじめ指定した I P 電話番号（専用回線等接続サービス契約約款に規定するワンナンバー通知機能の提供を受けているビジネス mopera サービスに係るものをいいます。以下この欄において「着信先番号」といいます。）に係る専用回線等の接続点に接続させることができる機能をいいます。</p> | <p>(1) X i（当社が別に定めるものに限り。）に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、ワンナンバー通知機能により通知された専用回線等への通信の可否に関する情報等に基づいて、X i の契約者回線又は専用回線等に係る接続点へ通信を接続します。</p> <p>(3) 当社は、着信先番号に係る契約者の承諾がある場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>(4) 着信先番号に係る契約者の承諾が得られなくなったと当社が認める場合は、この機能を廃止します。</p> <p>(5) 当社は、一般契約又は定期契約の名義変更があったとき又は契約者識別番号の変更があったときは、ワンナンバー機能を廃止します。</p> <p>(6) この機能に係る設定方法その他の条件は、当社が定めるところによります。</p> |
| 29 (略) | (略) | 29 (略) | (略) |
| <p>30 遠隔管理機能（あんしんマネージャー）</p> <p>(1) 基本機能</p> <p>当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア この機能を利用している契約者（タイプ A を選択している者に限り。）は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能</p> <p>第 78 条の 4（おまかせロック等）に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(イ) i モード通信履歴閲覧機能</p> <p>第 81 条の 2（i モード通信履歴の閲覧）に規定する i モード通信履歴の閲覧に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> | <p>(1) X i 及び X i コピキタスに限り提供します。</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプ A（i モード機能（14 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）に接続されている当社が定める端末設備（特定端末設備を除きます。）に限り利用することができます。）とタイプ B（sp モード機能（8 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。）があります。</p> <p>(3) i モード通信履歴閲覧機能については、i モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(4) i モード通信履歴閲覧機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(5) ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能の提供を</p> | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(ウ) ドコモ接続設定機能 17 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(工) 電話帳設定機能 17 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(オ) ブラウザ利用制限機能 i モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(カ) 一斉同報機能 当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信する i モード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(キ) 遠隔初期化機能 契約者回線に接続されている端末設備（この機能を利用するために必要な機能を有するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(ク) 遠隔カスタマイズ機能 契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>イ この機能を利用している契約者（タイプ B を選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能 契約者回線（(2)のアに規定する閉域接続機能の提供を受けている場合を除き、sp モード機能（33 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。）において、第 78 条の 4 に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ) ドコモ接続設定機能 特定端末設備において、sp モード機能及び第 74 条に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(ウ) 電話帳設定機能</p> | <p>受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(6) 閉域接続機能の提供を受けている契約者は、ブラウザ利用制限機能及びドコモ接続設定機能を利用することができます。</p> <p>(7) 本機能を選択するときは、あらかじめ 1 の管理グループ（本機能を選択する X i、X i ユビキタス、F O M A 及び F O M A ユビキタスにより構成される回線群をいいます。以下、この欄において同じとします。）を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申し出が新たに管理グループを構成する申出であるときは、その管理グループ代表回線（管理グループを代表する 1 の X i、X i ユビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタスをいいます。以下この欄において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>(8) 当社は、契約者から新たに管理グループを構成する申出があったとき、遠隔管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を管理グループ代表回線契約者回線へ送信します。</p> <p>(9) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる端末設備をあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(10) 契約者は、前項の規定により登録された端末設備の変更があったときは、当社が定める方法により新たに対象となる端末設備を登録していただきます。</p> <p>(11) 一斉同報機能を利用している契約者は、この機能を利用して送信した i モード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> <p>(12) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 63 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>(13) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している契約者は、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。</p> <p>(14) (13)によるほか、契約者（タイプ B の提供を受けている者に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるものに限ります。）の設定を行うことができます。</p> <p>(15) 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ 1 の第 11 種接続装置を指定していただきます。</p> | |
|---|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他のX i 及びF O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ) ブラウザ利用制限機能 sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>(オ) 一斉同報機能 当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること。</p> <p>(カ) 遠隔初期化機能 特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(キ) 遠隔カスタマイズ機能 特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(2) 追加機能 この機能を利用している契約者（タイプ B を選択している者に限ります。）は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。</p> | <p>ただし、その第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能（代表機能を除きます。）の提供を受けているときは、指定することができません。</p> <p>(16) (15)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(17) 閉域接続機能を利用するときは、(16)の規定により登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第 1 表第 2 に規定する加算額の支払いを要します。</p> <p>(18) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (18)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマナーサービス利用規約」に定めるところによります。</p> |
|--|--|

別表 3～別表 7 （略）

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2 以外のもの

| 地域 | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。) に係るグループ | | | |
|----|------|--|------------------|----------|----------------|
| | | 通話モード | 64kb/s デジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| | | | | | |

別表 3～別表 7 （略）

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2 以外のもの

| 地域 | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。) に係るグループ | | | |
|----|------|--|------------------|----------|----------------|
| | | 通話モード | 64kb/s デジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ミャンマー連邦共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | Ooredoo Myanmar Limited | 6 | - | A | ○ |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | |

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ

| | | | | | | |
|-----------|------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ミャンマー連邦共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | Ooredoo Myanmar Limited | △6 | - | △A | △ |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | |

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ

提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附則(平成27年9月18日経企第1156号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(グループ管理機能に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているグループ管理機能(改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます)の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

| 区 分 | | 単 位 | 料金額(月額) | | | |
|--------------------------------------|------------------------------|-----------------------|---------------------|-----------------|------------|------------------|
| | | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | | | |
| (略) | | (略) | (略) | | | |
| グ ル ー プ 管 理 機 能 | タイプA(ビジネス mopera あんしんマネージャー) | 基本機能 | 基本額(1管理グループごとに) | 1,000円(1,080円) | | |
| | | 追加機能 | 予備管理機能 | 加算額(1管理回線ごとに) | 500円(540円) | |
| | | | 共通管理機能 | 加算額(1管理回線ごとに) | 500円(540円) | |
| | | ブラウザ利用制限機能又は 斉同報機能 | 登録可能数 | 加算額(1管理グループごとに) | 5まで | 500円(540円) |
| | | | | | 10まで | 1,000円(1,080円) |
| | | | | | 15まで | 1,500円(1,620円) |
| | | | | | 20まで | 2,000円(2,160円) |
| | | | | | 25まで | 2,500円(2,700円) |
| | | | | | 30まで | 3,000円(3,240円) |
| | | | | | 40まで | 4,000円(4,320円) |
| | | | | | 50まで | 5,000円(5,400円) |
| | | | | | 60まで | 6,000円(6,480円) |
| | | | | | 70まで | 7,000円(7,560円) |
| | | | | | 80まで | 8,000円(8,640円) |
| | | | | | 90まで | 9,000円(9,720円) |
| | | | | | 100まで | 10,000円(10,800円) |
| 101以上 | 別に定める額 | | | | | |
| 遠隔初期化機能 | 加算額(1管理グループごとに) | | | | | |

提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

| | | | | | |
|--|--------------------|----------------------------|-------|------------------|--------------------|
| | | | 登録可能数 | | |
| | | | 5まで | | 700円 (756円) |
| | | | 10まで | | 1,400円 (1,512円) |
| | | | 15まで | | 2,100円 (2,268円) |
| | | | 20まで | | 2,800円 (3,024円) |
| | | | 25まで | | 3,500円 (3,780円) |
| | | | 30まで | | 4,200円 (4,536円) |
| | | | 40まで | | 5,600円 (6,048円) |
| | | | 50まで | | 7,000円 (7,560円) |
| | | | 60まで | | 8,400円 (9,072円) |
| | | | 70まで | | 9,800円 (10,584円) |
| | | | 80まで | | 11,200円 (12,096円) |
| | | | 90まで | | 12,600円 (13,608円) |
| | | | 100まで | | 14,000円 (15,120円) |
| | | | 101以上 | | 別に定める額 |
| | 遠隔カ スタマイズ 機能 | 特定端末設備に係 るもの | 登録可能数 | 加算額 (1管理グループごとに) | |
| | | | 5まで | | 500円 (540円) |
| | | | 10まで | | 1,000円 (1,080円) |
| | | | 15まで | | 1,500円 (1,620円) |
| | | | 20まで | | 2,000円 (2,160円) |
| | | | 25まで | | 2,500円 (2,700円) |
| | | | 30まで | | 3,000円 (3,240円) |
| | | | 40まで | | 4,000円 (4,320円) |
| | | | 50まで | | 5,000円 (5,400円) |
| | | | 60まで | | 6,000円 (6,480円) |
| | | | 70まで | | 7,000円 (7,560円) |
| | | | 80まで | | 8,000円 (8,640円) |
| | | | 90まで | | 9,000円 (9,720円) |
| | | | 100まで | | 10,000円 (10,800円) |
| | | | 101以上 | | 別に定める額 |
| | | 特定端末設備以 外の端末設備に係 るもの | 登録可能数 | 加算額 (1管理グループごとに) | |
| | | | 5まで | | 350円 (378円) |
| | | | 10まで | | 700円 (756円) |
| | | | 15まで | | 1,050円 (1,134円) |
| | | | 20まで | | 1,400円 (1,512円) |
| | | | 25まで | | 1,750円 (1,890円) |

| | | | | | |
|-------------------------------|--------|----------------------|--------|---------------------|-----------------------|
| | | | 30 まで | | 2,100 円 (2,268 円) |
| | | | 40 まで | | 2,800 円 (3,024 円) |
| | | | 50 まで | | 3,500 円 (3,780 円) |
| | | | 60 まで | | 4,200 円 (4,536 円) |
| | | | 70 まで | | 4,900 円 (5,292 円) |
| | | | 80 まで | | 5,600 円 (6,048 円) |
| | | | 90 まで | | 6,300 円 (6,804 円) |
| | | | 100 まで | | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | 101 以上 | | 別に定める額 |
| | | i モード管理機能 | | 加算額 (1 管理回線ごとに) | 500 円 (540 円) |
| | | 閉域接続機能 | | 加算額 (1 契約者識別番号ごとに) | 100 円 (108 円) |
| タイプ B (ビジネス mopera コマンドダイレクト) | 基本機能 | | | 基本額 (1 管理グループごとに) | |
| | 登録可能数 | | | | |
| | 100 まで | | | | 30,000 円 (32,400 円) |
| | 120 まで | | | | 32,400 円 (34,992 円) |
| | 140 まで | | | | 37,800 円 (40,824 円) |
| | 160 まで | | | | 43,200 円 (46,656 円) |
| | 180 まで | | | | 48,600 円 (52,488 円) |
| | 200 まで | | | | 54,000 円 (58,320 円) |
| | 250 まで | | | | 60,000 円 (64,800 円) |
| | 300 まで | | | | 72,000 円 (77,760 円) |
| | 350 まで | | | | 84,000 円 (90,720 円) |
| | 400 まで | | | | 96,000 円 (103,680 円) |
| | 401 以上 | | | | 別に定める額 |
| | 追加機能 | おまかせロック設定機能又は電話帳設定機能 | | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | 登録可能数 | | | |
| | | 100 まで | | | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | 120 まで | | | 10,800 円 (11,664 円) |
| | | 140 まで | | | 12,600 円 (13,608 円) |
| | | 160 まで | | | 14,400 円 (15,552 円) |
| | | 180 まで | | | 16,200 円 (17,496 円) |
| | | 200 まで | | | 18,000 円 (19,440 円) |
| | | 250 まで | | | 20,000 円 (21,600 円) |
| | | 300 まで | | | 24,000 円 (25,920 円) |
| | | 350 まで | | | 28,000 円 (30,240 円) |
| | | 400 まで | | | 32,000 円 (34,560 円) |
| | | 401 以上 | | | 別に定める額 |

| | | | | |
|--|--|--------------------------------------|-----------------|--------------------|
| | | ドコモ接続設定機能、ブラウザ 利用制限機能又は一斉同報機 能 | 加算額（1管理グループごとに） | |
| | | 登録可能数 | | |
| | | 100まで | | 5,000円（5,400円） |
| | | 120まで | | 5,400円（5,832円） |
| | | 140まで | | 6,300円（6,804円） |
| | | 160まで | | 7,200円（7,776円） |
| | | 180まで | | 8,100円（8,748円） |
| | | 200まで | | 9,000円（9,720円） |
| | | 250まで | | 10,000円（10,800円） |
| | | 300まで | | 12,000円（12,960円） |
| | | 350まで | | 14,000円（15,120円） |
| | | 400まで | | 16,000円（17,280円） |
| | | 401以上 | | 別に定める額 |
| | | 遠隔初期化機能 | 加算額（1管理グループごとに） | |
| | | 登録可能数 | | |
| | | 100まで | | 14,000円（15,120円） |
| | | 120まで | | 15,120円(16,329.6円) |
| | | 140まで | | 17,640円(19,051.2円) |
| | | 160まで | | 20,160円(21,772.8円) |
| | | 180まで | | 22,680円(24,494.4円) |
| | | 200まで | | 25,200円（27,216円） |
| | | 250まで | | 28,000円（30,240円） |
| | | 300まで | | 33,600円（36,288円） |
| | | 350まで | | 39,200円（42,336円） |
| | | 400まで | | 44,800円（48,384円） |
| | | 401以上 | | 別に定める額 |
| | | 遠隔カスタマイズ機能 | 加算額（1管理グループごとに） | |
| | | 登録可能数 | | |
| | | 100まで | | 7,000円（7,560円） |
| | | 120まで | | 7,560円（8,164.8円） |
| | | 140まで | | 8,820円（9,525.6円） |
| | | 160まで | | 10,080円(10,886.4円) |
| | | 180まで | | 11,340円(12,247.2円) |
| | | 200まで | | 12,600円（13,608円） |
| | | 250まで | | 14,000円（15,120円） |
| | | 300まで | | 16,800円（18,144円） |
| | | 350まで | | 19,600円（21,168円） |
| | | 400まで | | 22,400円（24,192円） |
| | | 401以上 | | 別に定める額 |

(2) 本機能の提供条件については、次のとおりとします。

ア iモード通信履歴閲覧機能及びiモード管理機能については、iモード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。

イドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、iモード機能（特定端末設備管理機能を利用しているときは、iモード機能又はspモード機能）の提供を受けているX i契約者に限り、利用することができます。

ウ 契約者は、基本機能又は追加機能（閉域接続機能を除きます。）の利用の請求又は廃止の請求を行うときは、管理グループ（そのX i並びにそのX iの料金と一括して料金が請求されるX i及びFOMAをいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに、請求していただきます。

エ 契約者は、管理グループごとに登録できる契約者識別番号等（X i又はFOMAの契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）の数(当社が定める数に限り、以下「登録可能数」といいます。)をあらかじめ申し出ていただきます。

オ 契約者は、追加機能（閉域接続機能を除きます。）の登録に先立って、登録可能数をあらかじめ申し出ていただきます。

カ 契約者は、遠隔カスタマイズ機能に係る端末設備（特定端末設備を除きます。）の機能制限等をするための情報が、あらかじめ指定した端末設備（特定端末設備を除きます。）において受信されたことを当社が確認したときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

キ 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第63条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。

ク 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ1の第11種接続装置を指定していただきます。

ただし、その第11種接続装置に係るビジネスmoperaサービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能（代表機能を除きます。）の提供を受けているときは、指定することができません。

ケ 追加機能（予備管理機能、共通管理機能、iモード管理機能及び閉域接続機能を除きます。）を利用するときは、それぞれの登録可能数に応じて、料金表第1表第2に規定する加算額の支払いをそれぞれの機能ごとに要します。

コ 閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第1表第2に規定する加算額の支払いを要します。

サ この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定める「ビジネスmopera あんしんマネージャー規約」又は「ビジネスmopera コマンドダイレクト規約」に定めるところによります。

(3) (1)(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 当社は、新たにグループ管理機能に係る利用の請求があったときは、次の場合に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。

(1) グループ管理機能の提供を受けている契約者が追加機能の追加若しくは廃止を請求するとき。

(2) グループ管理機能の提供を受けている契約者が追加機能の登録可能数の変更を請求するとき。

（ワナンバー機能に係る経過措置）

5 この改正規定実施の際に、改正前の規定により適用を受けているワナンバー機能（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

| 区 分 | 単 位 | 料金額（月額） |
|---------|--------|------------|
| ワナンバー機能 | 1契約ごとに | 150円(162円) |

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

6 当社は、新たにワナンバー機能に係る利用の請求があったときは、第8種接続装置に係る利用者と同一のX i契約者からの請求に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] |
|--|---|
| <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第45条 当社は、FOMA契約者（FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。）から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）に限り、請求することができます。</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 本条第9項に規定する当社が別に定めるものは、別表2（付加機能）に規定するiモード機能（別表2に規定するiモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。）、spモード機能（別表2に規定するspモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）及び遠隔管理機能とします。</p> <p>第46条～第47条 (略)</p> <p>第6章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務)</p> <p>第64条 FOMA契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。）は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）及び第6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第1表（料金）及び別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりFOMAサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、FOMAサービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> | <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第45条 当社は、FOMA契約者（FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。）から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）に限り、請求することができます。</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 本条第9項に規定する当社が別に定めるものは、別表2（付加機能）に規定するiモード機能（別表2に規定するiモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。）、<u>グループ管理機能及び</u>spモード機能（別表2に規定するspモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）とします。</p> <p>第46条～第47条 (略)</p> <p>第6章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務)</p> <p>第64条 FOMA契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。）は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）及び第6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第1表（料金）及び別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりFOMAサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、FOMAサービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> |
| 区 別 | 区 別 |
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 FOMAの電話番号保管をしたとき。 | 2 FOMAの電話番号保管をしたとき。 |
| 支払いを要しない料金 | 支払いを要しない料金 |
| (略) | (略) |
| <p>電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのFOMAについての基本使用料及び付加機能使用料（別表2（付加機能）に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。）</p> | <p>電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのFOMAについての基本使用料及び付加機能使用料（別表2（付加機能）に規定する<u>グループ管理機能</u>に係るものを除きます。）</p> |
| <p>3～4 (略)</p> <p>第65条～第101条 (略)</p> | <p>3～4 (略)</p> <p>第65条～第101条 (略)</p> |

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

| 区 分 | 単 位 | 料金額 (月額) |
|-----|-----|---------------------|
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| (略) | (略) | (略) |
| | | |

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

| 区 分 | 単 位 | 料金額 (月額) | | |
|---|------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | | |
| (略) | (略) | (略) | | |
| グループ管理機能 タイプA (ビジネス mopera あんしんマネージャー) | 追加機能 | 基本機能 | 基本額 (1管理グループごとに) | 1,000円 (1,080円) |
| | | 予備管理機能 | 加算額 (1管理回線ごとに) | 500円 (540円) |
| | | 共通管理機能 | 加算額 (1管理回線ごとに) | 500円 (540円) |
| | ブラウザ利用制限機能又は 一斉通報機能 | 登録可能数 | 5まで | 500円 (540円) |
| | | | 10まで | 1,000円 (1,080円) |
| | | | 15まで | 1,500円 (1,620円) |
| | | | 20まで | 2,000円 (2,160円) |
| | | | 25まで | 2,500円 (2,700円) |
| | | | 30まで | 3,000円 (3,240円) |
| | | | 40まで | 4,000円 (4,320円) |
| | | | 50まで | 5,000円 (5,400円) |
| | | | 60まで | 6,000円 (6,480円) |
| | | | 70まで | 7,000円 (7,560円) |
| | | | 80まで | 8,000円 (8,640円) |
| | | | 90まで | 9,000円 (9,720円) |
| | | | 100まで | 10,000円 (10,800円) |
| | | | 101以上 | 別に定める額 |
| | 遠隔初期化機能 | 登録可能数 | 5まで | 700円 (756円) |
| | | | 10まで | 1,400円 (1,512円) |
| | | | 15まで | 2,100円 (2,268円) |
| | | | 20まで | 2,800円 (3,024円) |
| | | | 25まで | 3,500円 (3,780円) |
| | | | 30まで | 4,200円 (4,536円) |
| | | | 40まで | 5,600円 (6,048円) |
| | | | 50まで | 7,000円 (7,560円) |
| | | | 60まで | 8,400円 (9,072円) |
| | | | 70まで | 9,800円 (10,584円) |
| 80まで | | | 11,200円 (12,096円) | |
| 90まで | | | 12,600円 (13,608円) | |
| 100まで | | | 14,000円 (15,120円) | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--------------------------------------|------------------|----------------------------|----------------------|
| | | | | | | 101 以上 | | 別に定める額 |
| | | | | | | 遠隔カ スタマ 機能 | 特定端末設備に係 るもの | 加算額 (1 管理グループごとに) |
| | | | | | | | 登録可能数 | |
| | | | | | | | 5 まで | 500 円 (540 円) |
| | | | | | | | 10 まで | 1,000 円 (1,080 円) |
| | | | | | | | 15 まで | 1,500 円 (1,620 円) |
| | | | | | | | 20 まで | 2,000 円 (2,160 円) |
| | | | | | | | 25 まで | 2,500 円 (2,700 円) |
| | | | | | | | 30 まで | 3,000 円 (3,240 円) |
| | | | | | | | 40 まで | 4,000 円 (4,320 円) |
| | | | | | | | 50 まで | 5,000 円 (5,400 円) |
| | | | | | | | 60 まで | 6,000 円 (6,480 円) |
| | | | | | | | 70 まで | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | | | | | 80 まで | 8,000 円 (8,640 円) |
| | | | | | | | 90 まで | 9,000 円 (9,720 円) |
| | | | | | | | 100 まで | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | | | | | | 101 以上 | 別に定める額 |
| | | | | | | | 特定端末設備以 外の端末設備に係 るもの | 加算額 (1 管理グループごとに) |
| | | | | | | | 登録可能数 | |
| | | | | | | | 5 まで | 350 円 (378 円) |
| | | | | | | | 10 まで | 700 円 (756 円) |
| | | | | | | | 15 まで | 1,050 円 (1,134 円) |
| | | | | | | | 20 まで | 1,400 円 (1,512 円) |
| | | | | | | | 25 まで | 1,750 円 (1,890 円) |
| | | | | | | | 30 まで | 2,100 円 (2,268 円) |
| | | | | | | | 40 まで | 2,800 円 (3,024 円) |
| | | | | | | | 50 まで | 3,500 円 (3,780 円) |
| | | | | | | | 60 まで | 4,200 円 (4,536 円) |
| | | | | | | | 70 まで | 4,900 円 (5,292 円) |
| | | | | | | | 80 まで | 5,600 円 (6,048 円) |
| | | | | | | | 90 まで | 6,300 円 (6,804 円) |
| | | | | | | | 100 まで | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | | | | | 101 以上 | 別に定める額 |
| | | | | | | i モード管理機能 | | 加算額 (1 管理回線ごとに) |
| | | | | | | | | 500 円 (540 円) |
| | | | | | タイプ B (ビ ネス mopera コマ ンドダイレクト) | 基本機能 | | 基本額 (1 管理グループごとに) |
| | | | | | | 登録可能数 | | |
| | | | | | | 100 まで | | 30,000 円 (32,400 円) |
| | | | | | | 120 まで | | 32,400 円 (34,992 円) |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | | 140 まで | | 37,800 円 (40,824 円) | |
| | | | | | | 160 まで | | 43,200 円 (46,656 円) | |
| | | | | | | 180 まで | | 48,600 円 (52,488 円) | |
| | | | | | | 200 まで | | 54,000 円 (58,320 円) | |
| | | | | | | 250 まで | | 60,000 円 (64,800 円) | |
| | | | | | | 300 まで | | 72,000 円 (77,760 円) | |
| | | | | | | 350 まで | | 84,000 円 (90,720 円) | |
| | | | | | | 400 まで | | 96,000 円 (103,680 円) | |
| | | | | | | 401 以上 | | 別に定める額 | |
| | | | | | 追加機能 | おまかせロック設定機能又は電話帳設定機能 | 加算額 (1 管理グループごとに) | | |
| | | | | | | 登録可能数 | | | |
| | | | | | | 100 まで | | | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | | | | | 120 まで | | | 10,800 円 (11,664 円) |
| | | | | | | 140 まで | | | 12,600 円 (13,608 円) |
| | | | | | | 160 まで | | | 14,400 円 (15,552 円) |
| | | | | | | 180 まで | | | 16,200 円 (17,496 円) |
| | | | | | | 200 まで | | | 18,000 円 (19,440 円) |
| | | | | | | 250 まで | | | 20,000 円 (21,600 円) |
| | | | | | | 300 まで | | | 24,000 円 (25,920 円) |
| | | | | | | 350 まで | | | 28,000 円 (30,240 円) |
| | | | | | | 400 まで | | | 32,000 円 (34,560 円) |
| | | | | | | 401 以上 | | | 別に定める額 |
| | | | | | | ドコモ接続設定機能、ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能 | | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | | | 登録可能数 | | | | |
| | | | | | 100 まで | | 5,000 円 (5,400 円) | | |
| | | | | | 120 まで | | 5,400 円 (5,832 円) | | |
| | | | | | 140 まで | | 6,300 円 (6,804 円) | | |
| | | | | | 160 まで | | 7,200 円 (7,776 円) | | |
| | | | | | 180 まで | | 8,100 円 (8,748 円) | | |
| | | | | | 200 まで | | 9,000 円 (9,720 円) | | |
| | | | | | 250 まで | | 10,000 円 (10,800 円) | | |
| | | | | | 300 まで | | 12,000 円 (12,960 円) | | |
| | | | | | 350 まで | | 14,000 円 (15,120 円) | | |
| | | | | | 400 まで | | 16,000 円 (17,280 円) | | |
| | | | | | 401 以上 | | 別に定める額 | | |
| | | | | | 遠隔初期化機能 | 加算額 (1 管理グループごとに) | | | |
| | | | | | 登録可能数 | | | | |
| | | | | | 100 まで | | 14,000 円 (15,120 円) | | |

第3 通信料

1 適用

| 基本使用料の適用 | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|-----|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | | | | | | | | | |
| (12) 特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用 | <p>ア 特定電話番号への通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1種契約者が次表に規定する定額料を支払った場合に、FOMAの契約者回線からの特定電話番号（FOMA契約者があらかじめ指定したFOMA、X i 若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(8)の2に規定する料金を除きます。）をいいます。以下この欄から(15)欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引額</th> <th>定額料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) FOMA、X i、専用回線等接続サービス（第9種接続装置に係るものに限ります。）、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略)</p> | 区分 | 割引額 | 定額料（月額） | (ア) FOMA、X i、専用回線等接続サービス（第9種接続装置に係るものに限ります。）、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 区分 | 割引額 | 定額料（月額） | | | | | | | | |
| (ア) FOMA、X i、専用回線等接続サービス（第9種接続装置に係るものに限ります。）、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信 | (略) | (略) | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | |
| (21) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用 | <p>ア～イ (略)</p> | | | | | | | | | |

第3 通信料

1 適用

| 基本使用料の適用 | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|-----|---------|--|------------|--------------------------|------|-----|-----|--|
| (略) | (略) | | | | | | | | | | |
| (12) 特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用 | <p>ア 特定電話番号への通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1種契約者が次表に規定する定額料を支払った場合に、FOMAの契約者回線からの特定電話番号（FOMA契約者があらかじめ指定したFOMA、X i 若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(8)の2に規定する料金を除きます。）をいいます。以下この欄から(15)欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引額</th> <th>定額料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) FOMA、X i、専用回線等接続サービス（第8種接続装置及び第9種接続装置に係るものに限ります。）、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略)</p> | 区分 | 割引額 | 定額料（月額） | (ア) FOMA、X i、専用回線等接続サービス（第8種接続装置及び第9種接続装置に係るものに限ります。）、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| 区分 | 割引額 | 定額料（月額） | | | | | | | | | |
| (ア) FOMA、X i、専用回線等接続サービス（第8種接続装置及び第9種接続装置に係るものに限ります。）、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信 | (略) | (略) | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | |
| (21) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用 | <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 別表2に規定するワンナンバー機能を利用して行なわれる、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との相互接続点から専用回線等接続サービス契約約款に定める第8種接続装置の専用回線等に係る接続点への通信（当社が定めるものに限ります。）の料金は、その通信に係る他社相互接続通信の料金と合わせて当社が定めることとし、次表の規定により算定した額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FOMA 通信料</td> <td>FOMA への通信料</td> <td>33秒までごとに税抜額10円（税込額10.8円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 料金種別 | | 料金額 | FOMA 通信料 | FOMA への通信料 | 33秒までごとに税抜額10円（税込額10.8円） | 料金種別 | 料金額 | | |
| 料金種別 | | 料金額 | | | | | | | | | |
| FOMA 通信料 | FOMA への通信料 | 33秒までごとに税抜額10円（税込額10.8円） | | | | | | | | | |
| 料金種別 | 料金額 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------------|--|
| | ウ (略) |
| (23) 専用回線等への通信に関する料金等の適用 | ア (略) イ 専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（専用回線等接続サービス契約約款に規定する第9種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。 |

第3～第7 (略)
第2表～第7表 (略)

別表1 (略)
別表2 付加機能

| 種 類 | 提供条件 |
|----------|------|
| 1～21 (略) | (略) |
| 3 削除 | |

| | | | |
|--------------------------|---|------------|-------------------|
| | FOMA 通信料 | FOMA への通信料 | 20.5秒までごとに税込額 10円 |
| | エ (略) | | |
| (23) 専用回線等への通信に関する料金等の適用 | ア (略) イ 専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（専用回線等接続サービス契約約款に規定する第8種接続装置又は第9種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。 | | |

第3～第7 (略)
第2表～第7表 (略)

別表1 (略)
別表2 付加機能

| 種 類 | 提供条件 |
|-------------|--|
| 1～21 (略) | (略) |
| 22 グループ管理機能 | <p>(1) FOMA（共用FOMAに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(2) グループ管理機能には、タイプA（当社のインターネットホームページから操作を行うものをいいます。以下この欄において同じとします。）とタイプB（当社が提供するAPIを利用して操作を行うものをいいます。以下この欄において同じとします。）があります。</p> <p>(3) iモード通信履歴閲覧機能及びiモード管理機能については、iモード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(4) ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、iモード機能（特定端末設備管理機能を利用しているときは、iモード機能又はspモード機能）の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(5) 契約者は、基本機能又は追加機能の利用の請求又は廃止の請求を行うときは、管理グループ（そのFOMA並び</p> |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(4) 電話帳設定機能 21 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(5) 予備管理機能 基本機能において指定した契約者回線以外の契約者回線において、グループ管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を、受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(6) 共通管理機能 所属する管理グループ以外の管理グループのグループ管理機能（その契約者が提供を受けているものに限ります。）に係る操作を行うために必要となる暗証番号を、受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(7) ブラウザ利用制限機能 i モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(8) 一斉同報機能 当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信する i モード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(9) i モード管理機能 i モード機能を利用して、グループ管理機能に係る一部の操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(10) 遠隔初期化機能 契約者回線に接続されている端末設備（この機能を利用するために必要な機能を有するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(11) 遠隔カスタマイズ機能 契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(12) 特定端末設備管理機能 契約者が、おまかせロック設定機能、電話帳設定機能及びドコモ接続設定機能、ブラウザ利用制限機能、一斉同報機能、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能を利用している場合において、それぞれ次の操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア (1)に規定するおまかせロック設定機能について、契約者回線（sp モード機能（33 欄に規定するものをいいます。以下</p> | <p>にその F O M A の料金と一括して料金が請求される F O M A 及び X i をいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに、請求していただきます。</p> <p>(6) (5)の規定にかかわらず、当社は、おまかせロック設定機能、i モード通信履歴閲覧機能、ドコモ接続設定機能及び電話帳設定機能については、契約者（タイプ A を選択している者）にのみならず、契約者（タイプ A を選択している者）から利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(7) 契約者は、タイプ A を選択するときは、グループ管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を受信する 1 の契約者回線を管理グループ内から、あらかじめ指定していただきます。</p> <p>(8) 契約者は、タイプ B を選択するときは、管理グループを代表する 1 の F O M A 又は X i 及び利用する追加機能をあらかじめ選択していただきます。 ただし、i モード通信履歴閲覧機能、予備管理機能、共通管理機能、i モード管理機能及び特定端末設備管理機能については、選択することができません。</p> <p>(9) 契約者は、ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(10) 契約者は、(9)の登録に先立って、管理グループごとに登録できる契約者識別番号（F O M A 又は X i の契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）の数（当社が定める数に限ります。以下「登録可能数」といいます。）をあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(11) 一斉同報機能を利用して送信中の契約者は、この機能を利用して送信した i モード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> <p>(12) 当社は、管理グループに新たに F O M A が追加された場合又は削除された場合は、その F O M A について、この機能（追加機能を含みます。）の利用の請求又は廃止の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(13) 契約者は、1 の管理グループごとに料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要するものとし、その管理グループを代表する 1 の F O M A に請求します。</p> <p>(14) (13)の規定にかかわらず予備管理機能、共通管理機能又は i モード管理機能に係る付加機能使用料は、その機能に係る暗証番号を受信することができる契約者回線（以下「管理回線」といいます。）ごとに支払いを要するものとし、その管理回線が含まれる管理グループを代表する 1 の F O M</p> |
|--|--|---|---|

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>この欄において同じとします。)の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。)において、第91条の5に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>イ(3)に規定するドコモ接続設定機能について、特定端末設備において、spモード機能及び第88条の3に規定する無線IPアクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>ウ(4)に規定する電話帳設定機能について、特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備(当社が定めるものに限ります。)に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>エ(7)に規定するブラウザ利用制限機能について、spモード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>オ(8)に規定する一斉通報機能について、当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること。</p> <p>カ(10)に規定する遠隔初期化機能について、特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>キ(11)に規定する遠隔カスタマイズ機能について、特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> | <p>Aに請求します。</p> <p>(15) 契約者は、遠隔初期化機能を利用するときは、当社が定める方法により、データを消去するための情報を受信する契約者回線に係る契約者識別番号及びデータ消去の対象となる端末設備を、あらかじめ登録していただきます。</p> <p>(16) 契約者は、(15)の登録に先立って、登録可能数をあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>(17) 契約者は、遠隔カスタマイズ機能を利用するときは、当社が定める方法により機能制限等をするための情報を受信する契約者回線に係る契約者識別番号及び機能制限等の対象となる端末設備を、あらかじめ登録していただきます。</p> <p>(18) 契約者は、(17)の登録に先立って、登録可能数をあらかじめ申し出ていただきます。この場合において、契約者(タイプAを選択している者)に限り、機能制限等の対象となる特定端末設備又は端末設備(特定端末設備を除きます。)ごとに登録可能数を申し出ていただきます。</p> <p>(19) 契約者は、遠隔カスタマイズ機能に係る端末設備(特定端末設備を除きます。)の機能制限等をするための情報が、(17)の規定により指定した端末設備(特定端末設備を除きます。)において受信されたことを当社が確認したときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(20) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>(21) 契約者は、特定端末設備管理機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる特定端末設備をあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(22) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している契約者(タイプAを選択している者)に限り、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。</p> <p>(23) (22)によるほか、特定端末設備管理機能を利用している契約者は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション(当社が定めるもの)に限り、その設定を行うことができます。</p> <p>(24) 追加機能(予備管理機能、共通管理機能及びiモード管理機能を除きます。)を利用したときは、それぞれの登録可能数に応じて、料金表第1表第2に規定する加算額の</p> |
|--|--|---|--|

| | | | |
|-----------|-----|---|--|
| | | | 支払いをそれぞれの機能ごとに要します。 (25) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (25)に規定する当社が別に定めるところは、「ビジネス mopera あんしんマネージャー規約」又は「ビジネス mopera コマンドダイレクト規約」に定めるところによります。 |
| 23～24 (略) | (略) | 23～24 (略) | (略) |
| 25 削除 | | 25 ワンナンバー機能 F O M A の契約者識別番号を使用して行なわれる通信 (当社が定めるものに限ります。) を、あらかじめ指定した I P 電話番号 (専用回線等接続サービス契約約款に規定するワンナンバー通知機能の提供を受けているビジネス mopera サービスに係るものをいいます。以下この欄において「着信先番号」といいます。) に係る専用回線等の接続点に接続させることができる機能をいいます。 | (1) F O M A (当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。 (2) 当社は、ワンナンバー通知機能により通知された専用回線等への通信の可否に関する情報等に基づいて、F O M A の契約者回線又は専用回線等に係る接続点へ通信を接続します。 (3) 当社は、着信先番号に係る契約者の承諾がある場合に限り、この機能を提供します。 (4) 着信先番号に係る契約者の承諾が得られなくなると当社が認める場合は、この機能を廃止します。 (5) 当社は、一般契約又は定期契約の名義変更があったとき又は契約者識別番号の変更があったときは、ワンナンバー機能を廃止します。 (6) この機能に係る設定方法その他の条件は、当社が定めるところによります。 |
| 26～29 (略) | (略) | 26～29 (略) | (略) |

| | | |
|---|---|--|
| <p>30 遠隔管理機能（あんしんマネージャー）</p> <p>(1) 基本機能 当社のインターネットホームページから、次のA又はBに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>A この機能を利用している契約者（タイプAを選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能 第91条の5（おまかせロック等）に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(イ) iモード通信履歴閲覧機能 第98条の2（iモード通信履歴の閲覧）に規定するiモード通信履歴の閲覧に係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(ウ) ドコモ接続設定機能 7欄に規定するiモード機能に係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(エ) 電話帳設定機能 21欄に規定するiモードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(オ) ブラウザ利用制限機能 iモード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(カ) 一斉同報機能 当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信するiモード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(キ) 遠隔初期化機能 契約者回線に接続されている端末設備（この機能を利用するために必要な機能を有するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(ク) 遠隔カスタマイズ機能 契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> | <p>(1) FOMA（共用FOMAに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプA（iモード機能（7欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプBに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）とタイプB（spモード機能（33欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプAに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）があります。</p> <p>(3) iモード通信履歴閲覧機能については、iモード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(4) iモード通信履歴閲覧機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(5) ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、タイプAに係るものはiモード機能、タイプBに係るものはspモード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(6) 本機能を選択するときは、あらかじめ1の管理グループ（本機能を選択するFOMA、FOMACユビキタス、Xi及びXiユビキタスにより構成される回線群をいいます。以下、この欄において同じとします。）を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申し出が新たに管理グループを構成する申出であるときは、その管理グループ代表回線（管理グループを代表する1のFOMA、FOMACユビキタス、Xi又はXiユビキタスをいいます。以下この欄において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>(7) 当社は、契約者から新たに管理グループを構成する申出があったとき、遠隔管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を管理グループ代表回線契約者回線へ送信します。</p> <p>(8) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる端末設備をあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(9) 契約者は、前項の規定により登録された端末設備の変更があったときは、当社が定める方法により新たに対象となる端末設備を登録していただきます。</p> <p>(10) 一斉同報機能を利用している契約者は、この機能を利用して送信したiモード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> | |
|---|---|--|

イ この機能を利用している契約者（タイプ B を選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。

(ア) おまかせロック設定機能

契約者回線（sp モード機能（33 欄に規定するものを行います。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。）において、第 91 条の 5 に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。

(イ) ドコモ接続設定機能

特定端末設備において、sp モード機能及び第 88 条の 3 に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。

(ウ) 電話帳設定機能

特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。

(エ) ブラウザ利用制限機能

sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。

(オ) 一斉同報機能

当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること。

(カ) 遠隔初期化機能

特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。

(キ) 遠隔カスタマイズ機能

特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。

(11) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 80 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。

(12) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している契約者は、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。

(13) (12)によるほか、契約者（タイプ B の提供を受けている者に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるものに限ります。）の設定を行うことができます。

(14) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) (14)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。

別表 3～別表 8 （略）

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2 以外のもの

別表 3～別表 8 （略）

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2 以外のもの

| 地域 | | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ | | | |
|-----------|------------|-------------------------|---|------------------|----------|----------------|
| | | | 通話モード | 64kb/s デジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | ミャンマー連邦共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | Ooredoo Myanmar Limited | 6 | - | A | ○ |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| 地域 | | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ | | | |
|-----------|------------|-------------------------|---|------------------|----------|----------------|
| | | | 通話モード | 64kb/s デジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | ミャンマー連邦共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | Ooredoo Myanmar Limited | △6 | - | △A | △ |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | |

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附則（平成 27 年 9 月 18 日経企第 1156 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（グループ管理機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているグループ管理機能（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

| 区 分 | | 単 位 | 料金額（月額） | | |
|----------|-------------------------------|-------|---------------------|-------------------|---------------|
| | | | 次の税抜額 （かっこ内は税込額） | | |
| (略) | | (略) | (略) | | |
| グループ管理機能 | タイプ A（ビジネス mopera あんしんマネージャー） | 基本機能 | 基本額（1 管理グループごとに） | 1,000 円（ 1,080 円） | |
| | | 追加機能 | 予備管理機能 | 加算額（1 管理回線ごとに） | 500 円（ 540 円） |
| | | | 共通管理機能 | 加算額（1 管理回線ごとに） | 500 円（ 540 円） |
| | | | ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能 | 加算額（1 管理グループごとに） | |
| | | 登録可能数 | | | |
| | 5 まで | | 500 円（ 540 円） | | |

| | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | |

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

| | | | | | |
|--|--|--|---------|--------------------|----------------------|
| | | | 10 まで | | 1,000 円 (1,080 円) |
| | | | 15 まで | | 1,500 円 (1,620 円) |
| | | | 20 まで | | 2,000 円 (2,160 円) |
| | | | 25 まで | | 2,500 円 (2,700 円) |
| | | | 30 まで | | 3,000 円 (3,240 円) |
| | | | 40 まで | | 4,000 円 (4,320 円) |
| | | | 50 まで | | 5,000 円 (5,400 円) |
| | | | 60 まで | | 6,000 円 (6,480 円) |
| | | | 70 まで | | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | 80 まで | | 8,000 円 (8,640 円) |
| | | | 90 まで | | 9,000 円 (9,720 円) |
| | | | 100 まで | | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | | 101 以上 | | 別に定める額 |
| | | | 遠隔初期化機能 | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | 登録可能数 | | |
| | | | 5 まで | | 700 円 (756 円) |
| | | | 10 まで | | 1,400 円 (1,512 円) |
| | | | 15 まで | | 2,100 円 (2,268 円) |
| | | | 20 まで | | 2,800 円 (3,024 円) |
| | | | 25 まで | | 3,500 円 (3,780 円) |
| | | | 30 まで | | 4,200 円 (4,536 円) |
| | | | 40 まで | | 5,600 円 (6,048 円) |
| | | | 50 まで | | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | 60 まで | | 8,400 円 (9,072 円) |
| | | | 70 まで | | 9,800 円 (10,584 円) |
| | | | 80 まで | | 11,200 円 (12,096 円) |
| | | | 90 まで | | 12,600 円 (13,608 円) |
| | | | 100 まで | | 14,000 円 (15,120 円) |
| | | | 101 以上 | | 別に定める額 |
| | | | 遠隔カ | 特定端末設備に係 | 加算額 (1 管理グループごとに) |
| | | | スタマイズ | するもの | |
| | | | 機能 | 登録可能数 | |
| | | | 5 まで | | 500 円 (540 円) |
| | | | 10 まで | | 1,000 円 (1,080 円) |
| | | | 15 まで | | 1,500 円 (1,620 円) |
| | | | 20 まで | | 2,000 円 (2,160 円) |
| | | | 25 まで | | 2,500 円 (2,700 円) |
| | | | 30 まで | | 3,000 円 (3,240 円) |
| | | | 40 まで | | 4,000 円 (4,320 円) |
| | | | 50 まで | | 5,000 円 (5,400 円) |
| | | | 60 まで | | 6,000 円 (6,480 円) |

| | | | | | |
|--|--|--------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|
| | | | 70 まで | | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | 80 まで | | 8,000 円 (8,640 円) |
| | | | 90 まで | | 9,000 円 (9,720 円) |
| | | | 100 まで | | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | | 101 以上 | | 別に定める額 |
| | | | 特定端末設備以 外の端末設備に係る もの | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | 登録可能数 | | |
| | | | 5 まで | | 350 円 (378 円) |
| | | | 10 まで | | 700 円 (756 円) |
| | | | 15 まで | | 1,050 円 (1,134 円) |
| | | | 20 まで | | 1,400 円 (1,512 円) |
| | | | 25 まで | | 1,750 円 (1,890 円) |
| | | | 30 まで | | 2,100 円 (2,268 円) |
| | | | 40 まで | | 2,800 円 (3,024 円) |
| | | | 50 まで | | 3,500 円 (3,780 円) |
| | | | 60 まで | | 4,200 円 (4,536 円) |
| | | | 70 まで | | 4,900 円 (5,292 円) |
| | | | 80 まで | | 5,600 円 (6,048 円) |
| | | | 90 まで | | 6,300 円 (6,804 円) |
| | | | 100 まで | | 7,000 円 (7,560 円) |
| | | | 101 以上 | | 別に定める額 |
| | | | i モード管理機能 | 加算額 (1 管理回線ごとに) | 500 円 (540 円) |
| | タイプ B (ビジ ネス mopera コマ ンドダイレクト) | 基本機能 | | 基本額 (1 管理グループごとに) | |
| | | 登録可能数 | | | |
| | | 100 まで | | | 30,000 円 (32,400 円) |
| | | 120 まで | | | 32,400 円 (34,992 円) |
| | | 140 まで | | | 37,800 円 (40,824 円) |
| | | 160 まで | | | 43,200 円 (46,656 円) |
| | | 180 まで | | | 48,600 円 (52,488 円) |
| | | 200 まで | | | 54,000 円 (58,320 円) |
| | | 250 まで | | | 60,000 円 (64,800 円) |
| | | 300 まで | | | 72,000 円 (77,760 円) |
| | | 350 まで | | | 84,000 円 (90,720 円) |
| | | 400 まで | | | 96,000 円 (103,680 円) |
| | | 401 以上 | | | 別に定める額 |
| | 追加機能 | おまかせロック設定機能又は 電話帳設定機能 | | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | 登録可能数 | | | |
| | | 100 まで | | | 10,000 円 (10,800 円) |

| | | | | | |
|--|--|--------------------------------------|--------|--------------------|----------------------|
| | | | 120 まで | | 10,800 円 (11,664 円) |
| | | | 140 まで | | 12,600 円 (13,608 円) |
| | | | 160 まで | | 14,400 円 (15,552 円) |
| | | | 180 まで | | 16,200 円 (17,496 円) |
| | | | 200 まで | | 18,000 円 (19,440 円) |
| | | | 250 まで | | 20,000 円 (21,600 円) |
| | | | 300 まで | | 24,000 円 (25,920 円) |
| | | | 350 まで | | 28,000 円 (30,240 円) |
| | | | 400 まで | | 32,000 円 (34,560 円) |
| | | | 401 以上 | | 別に定める額 |
| | | ドコモ接続設定機能、ブラウザ 利用制限機能又は一斉同報機 能 | 登録可能数 | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | 100 まで | | 5,000 円 (5,400 円) |
| | | | 120 まで | | 5,400 円 (5,832 円) |
| | | | 140 まで | | 6,300 円 (6,804 円) |
| | | | 160 まで | | 7,200 円 (7,776 円) |
| | | | 180 まで | | 8,100 円 (8,748 円) |
| | | | 200 まで | | 9,000 円 (9,720 円) |
| | | | 250 まで | | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | | 300 まで | | 12,000 円 (12,960 円) |
| | | | 350 まで | | 14,000 円 (15,120 円) |
| | | | 400 まで | | 16,000 円 (17,280 円) |
| | | | 401 以上 | | 別に定める額 |
| | | 遠隔初期化機能 | 登録可能数 | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | 100 まで | | 14,000 円 (15,120 円) |
| | | | 120 まで | | 15,120 円(16,329.6 円) |
| | | | 140 まで | | 17,640 円(19,051.2 円) |
| | | | 160 まで | | 20,160 円(21,772.8 円) |
| | | | 180 まで | | 22,680 円(24,494.4 円) |
| | | | 200 まで | | 25,200 円 (27,216 円) |
| | | | 250 まで | | 28,000 円 (30,240 円) |
| | | | 300 まで | | 33,600 円 (36,288 円) |
| | | | 350 まで | | 39,200 円 (42,336 円) |
| | | | 400 まで | | 44,800 円 (48,384 円) |
| | | | 401 以上 | | 別に定める額 |
| | | 遠隔カスタマイズ機能 | 登録可能数 | 加算額 (1 管理グループごとに) | |
| | | | 100 まで | | 7,000 円 (7,560 円) |

| | | | |
|--|--|--------|----------------------|
| | | 120 まで | 7,560 円 (8,164.8 円) |
| | | 140 まで | 8,820 円 (9,525.6 円) |
| | | 160 まで | 10,080 円(10,886.4 円) |
| | | 180 まで | 11,340 円(12,247.2 円) |
| | | 200 まで | 12,600 円 (13,608 円) |
| | | 250 まで | 14,000 円 (15,120 円) |
| | | 300 まで | 16,800 円 (18,144 円) |
| | | 350 まで | 19,600 円 (21,168 円) |
| | | 400 まで | 22,400 円 (24,192 円) |
| | | 401 以上 | 別に定める額 |

(2) 本機能の提供条件については、次のとおりとします。

- ア i モード通信履歴閲覧機能及び i モード管理機能については、i モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。
- イ ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、i モード機能（特定端末設備管理機能を利用しているときは、i モード機能又は sp モード機能）の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。
- ウ 契約者は、基本機能又は追加機能の利用の請求又は廃止の請求を行うときは、管理グループ（その F O M A 並びにその F O M A の料金と一括して料金が請求される F O M A 及び X i をいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに、請求していただきます。
- エ 契約者は、管理グループごとに登録できる契約者識別番号等（X i 又は F O M A の契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）の数（当社が定める数に限り、以下「登録可能数」といいます。）をあらかじめ申し出ていただきます。
- オ 当社は、管理グループに新たに F O M A が追加された場合又は削除された場合は、その F O M A について、この機能（追加機能を含みます。）の利用の請求又は廃止の請求があったものとみなして取り扱います。
- カ 契約者は、追加機能の登録に先立って、登録可能数をあらかじめ申し出ていただきます。
- キ 契約者は、遠隔カスタマイズ機能に係る端末設備（特定端末設備を除きます。）の機能制限等をするための情報が、あらかじめ指定した端末設備（特定端末設備を除きます。）において受信されたことを当社が確認したときは、料金表第 1 表第 5（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- ク 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 80 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。
- ケ 追加機能（予備管理機能、共通管理機能及び i モード管理機能を除きます。）を利用したときは、それぞれの登録可能数に応じて、料金表第 1 表第 2 に規定する加算額の支払いをそれぞれの機能ごとに要します。
- コ この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定める「ビジネス mopera あんしんマネージャー規約」又は「ビジネス mopera コマンドダイレクト規約」に定めるところによります。
- (3) (1)(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 4 当社は、新たにグループ管理機能に係る利用の請求があったときは、次の場合に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。
- (1) グループ管理機能の提供を受けている契約者が追加機能の追加若しくは廃止を請求するとき。
- (2) グループ管理機能の提供を受けている契約者が追加機能の登録可能数の変更を請求するとき。
（ワナンバー機能に係る経過措置）
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているワンナンバー機能（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。
- (1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

| 区 分 | 単 位 | 料金額（月額） |
|----------|---------|--------------|
| ワンナンバー機能 | 1 契約ごとに | 150 円(162 円) |

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

6 当社は、新たにワンナンバー機能に係る利用の請求があったときは、第8種接続装置に係る利用者と同一のFOMA契約者からの請求に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] | | | | | | | | |
|---|---------|------|-----|-----|--|------|------|-----|-----|
| <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 取扱地域</p> <p>1 通話モードに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="98 440 1099 507"> <tr> <th data-bbox="98 440 598 472">通話区分</th> <th data-bbox="598 440 1099 472">取扱地域</th> </tr> <tr> <td data-bbox="98 472 598 507">(略)</td> <td data-bbox="598 472 1099 507">(略)</td> </tr> </table> <p>附 則 (平成 27 年 9 月 18 日経企第 1156 号) この改正規定は、平成 27 年 10 月 9 日から実施します。</p> | 通話区分 | 取扱地域 | (略) | (略) | <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 取扱地域</p> <p>1 通話モードに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1133 440 2134 507"> <tr> <th data-bbox="1133 440 1632 472">通話区分</th> <th data-bbox="1632 440 2134 472">取扱地域</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 472 1632 507">(略)</td> <td data-bbox="1632 472 2134 507">(略)</td> </tr> </table> <p>備考 セイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の間、取扱いを中止します。</p> | 通話区分 | 取扱地域 | (略) | (略) |
| 通話区分 | 取扱地域 | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | |
| 通話区分 | 取扱地域 | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | |

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] |
|---|---|
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネスmopera契約</p> <p>(契約の単位)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(ビジネス mopera 契約申込の方法)</p> <p>第8条 ビジネス mopera 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用回線等接続サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) 専用回線等のサービスの種類等及び接続装置の種類等</p> <p>(2) 専用回線等に係る電気通信事業者の氏名又は名称（当社が提出の必要がないと認める場合を除きます。）</p> <p>(3) 専用回線等に係る接続点の所在場所（当社が提出の必要がないと認める場合を除きます。）</p> <p>(4) ビジネス mopera サービスの利用態様（当社が提出の必要がないと認める場合を除きます。）</p> <p>(5) その他ビジネス mopera 契約申込の内容を特定するための事項</p> <p>2 前項の規定によるほか、第9種接続装置（料金表第1表第1（接続装置使用料）に規定するものをいい、第9種接続装置にあってはタイプ2に係るものに限ります。）を利用する場合は、I P電話番号（契約者からの請求により当社が付与する契約者識別番号以外の番号であって、通信を行う際に使用するものをいいます。以下同じとします。）の希望数及び外線接続可能数（I P電話番号を使用して1の第9種接続装置に係る接続点との間の通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。）を契約申込書へ記載していただきます。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>第11条の2 第9種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号（当社が定める基準にしたがって契約者が選択したX i 又はF O M A用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。）又は仮想内線番号（当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及びX i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。）を使用して、第9種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びにX i 等内線番号接続可能数（1の第9種接続装置に係る接続点からX i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。）を指定して届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約において、内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びにX i 等内線番号接続可能数が、当社が定める数を超える場合を除き、内線番号に係る通信を行うために必要となる登録を行います。</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネスmopera契約</p> <p>(契約の単位)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(ビジネス mopera 契約申込の方法)</p> <p>第8条 ビジネス mopera 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用回線等接続サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) 専用回線等のサービスの種類等及び接続装置の種類等</p> <p>(2) 専用回線等に係る電気通信事業者の氏名又は名称（当社が提出の必要がないと認める場合を除きます。）</p> <p>(3) 専用回線等に係る接続点の所在場所（当社が提出の必要がないと認める場合を除きます。）</p> <p>(4) ビジネス mopera サービスの利用態様（当社が提出の必要がないと認める場合を除きます。）</p> <p>(5) その他ビジネス mopera 契約申込の内容を特定するための事項</p> <p>2 前項の規定によるほか、第8種接続装置又は第9種接続装置（料金表第1表第1（接続装置使用料）に規定するものをいい、第9種接続装置にあってはタイプ2に係るものに限ります。）を利用する場合は、I P電話番号（契約者からの請求により当社が付与する契約者識別番号以外の番号であって、通信を行う際に使用するものをいいます。以下同じとします。）の希望数及び外線接続可能数（I P電話番号を使用して1の第8種接続装置又は第9種接続装置に係る接続点との間の通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。）を契約申込書へ記載していただきます。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>第11条の2 第8種接続装置に係る契約者は、内線番号（当社が定める基準にしたがって契約者が選択した番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。）を使用して、第8種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線グループ（内線番号を使用して専用回線に係る接続点との間の通信を行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。）を指定して届け出ていただきます。</p> <p>2 第9種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号（当社が定める基準にしたがって契約者が選択したX i 又はF O M A用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。）又は仮想内線番号（当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及びX i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。）を使用して、第9種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びにX i 等内線番号接続可能数（1の第9種接続装置に係る接続点からX i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。）を指定して届け出ていただきます。</p> <p>3 当社は、次のいずれかに該当する場合を除き、内線番号に係る通信を行うために必要となる登録を行います。</p> <p>(1) 第8種接続装置に係るビジネス mopera 契約において、その内線グループに係る全ての契約者の同意がないとき。</p> <p>(2) 第8種接続装置に係る契約者が当社の提供する国際電話サービスに係る契約を締結していないとき（その内線グループに係るビジネス mopera 契約者が、当社が提供する国際電話サービスに係る契約を締結していない場合を除きます。）。</p> <p>(3) 第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約において、内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びにX i 等内線番号接続可能数が、当社が定める数を超えるとき。</p> <p>4～6 (略)</p> |

第 11 条の 3～第 23 条 (略)

第 4 章～第 7 章 (略)

(通信の条件等)

第 39 条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～4 (略)

5 前 4 項の規定によるほか、第 9 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

6 前 5 項の規定によるほか、第 10 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(7) (略)

7 前 6 項の規定によるほか、第 12 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

第 39 条の 2～第 40 条 (略)

第 9 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第 41 条～第 42 条 (略)

第 43 条 契約者は、第 4 種接続装置、第 9 種接続装置、第 10 種接続装置又は第 12 種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点からアクセス回線等への通信（その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。）があったときは、料金表第 1 表第 3（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2～5 (略)

第 44 条～第 46 条 (略)

(預託金)

第 47 条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項 4 号に規定するセンタ側課金機能（第 1 種接続装置若しくは第 4 種接続装置に係るものに限ります。）の請求をした場合、又は第 9 種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、1 契約当たり 100 万円以内で当社が定める額とします。

第 11 条の 3～第 23 条 (略)

第 4 章～第 7 章 (略)

(通信の条件等)

第 39 条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～4 (略)

5 前 4 項の規定によるほか、第 8 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点から F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者回線等（当該契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）へ通信を行うことができます。

(2) 専用回線等に係る接続点との間の通信は、I P 電話番号を使用して行っていただきます。

ただし、同一の内線グループにおける通信は、内線番号を使用して行うことができます。

(3) 専用回線等に係る接続点との間の通信は、接続装置の区分及び専用回線等の伝送速度に応じて、同時に接続できる数に上限があります。

(4) 当社は、電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、通信を切断することがあります。

(5) 前号の規定によるほか、専用回線等に係る接続点との間において一定時間データが伝送されていないとき又は一定時間以上通信が継続したときは、通信を切断することがあります。

(6) 専用回線等に係る接続点との間の通信は、当社が定める方法により行っていただきます。

6 前 5 項の規定によるほか、第 9 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

7 前 6 項の規定によるほか、第 10 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(7) (略)

8 前 7 項の規定によるほか、第 12 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

第 39 条の 2～第 40 条 (略)

第 9 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第 41 条～第 42 条 (略)

第 43 条 契約者は、第 4 種接続装置、第 8 種接続装置、第 9 種接続装置、第 10 種接続装置又は第 12 種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点からアクセス回線等への通信（その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。）があったときは、料金表第 1 表第 3（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2～5 (略)

第 44 条～第 46 条 (略)

(預託金)

第 47 条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項 4 号に規定するセンタ側課金機能（第 1 種接続装置若しくは第 4 種接続装置に係るものに限ります。）の請求をした場合、又は第 8 種接続装置若しくは第 9 種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、1 契約当たり 100 万円以内で当社が定める額とします。

4～5 (略)

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第48条～第55条の2 (略)

第12章 雑則

(発信者番号通知)

第56条 第9種接続装置又は第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点からの通信等については、I P電話番号又は内線番号をその通信の着信のあったアクセス回線等へ通知します。

ただし、内線グループにおける通信及び第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点からの通信以外の通信に限り、発信者は当社が別に定める方法によりI P電話番号を通知しないことができます。

2 (略)

(注) (略)

第57条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(5) (略)

(6) 専用回線等に係る接続点との間の通信(第9種接続装置及び第10種接続装置に係るものに限ります。)は、当社が定める通信の品質を確保して行うこと。

(7)～(9) (略)

2～4 (略)

第59条～第59条の4 (略)

第59条の5 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係るビジネス mopera 契約の申込みを承諾された者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、ビジネス mopera 契約の申込みを受けた者から当社に対してその国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。

2 (略)

第60条～第62条 (略)

第13章 (略)

4～5 (略)

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第48条～第55条の2 (略)

第12章 雑則

(発信者番号通知)

第56条 第8種接続装置、第9種接続装置又は第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点からの通信等については、I P電話番号又は内線番号をその通信の着信のあったアクセス回線等へ通知します。

ただし、内線グループにおける通信及び第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点からの通信以外の通信に限り、発信者は当社が別に定める方法によりI P電話番号を通知しないことができます。

2 (略)

(注) (略)

第57条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(5) (略)

(6) 専用回線等に係る接続点との間の通信(第8種接続装置、第9種接続装置及び第10種接続装置に係るものに限ります。)は、当社が定める通信の品質を確保して行うこと。

(7)～(9) (略)

2～4 (略)

第59条～第59条の4 (略)

第59条の5 第8種接続装置又は第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係るビジネス mopera 契約の申込みを承諾された者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、ビジネス mopera 契約の申込みを受けた者から当社に対してその国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。

2 (略)

第60条～第62条 (略)

第13章 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 接続装置使用料

1 適用

| 接続装置使用料の適用 | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|-----|-----|-----|--------|--|--------|--|-----|-----|
| 接続装置の種類等 | ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(キ) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ク) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 内 容 | (略) | (略) | (キ) 削除 | | (ク) 削除 | | (略) | (略) |
| | 種類 | 内 容 | | | | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | | | | | | | |
| (キ) 削除 | | | | | | | | | | | |
| (ク) 削除 | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | |
| イ〜ス (略) | | | | | | | | | | | |
| セ 第 9 種接続装置にはイーサネット接続用のもの又は I P 網接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。 | | | | | | | | | | | |
| ソ〜ツ (略) | | | | | | | | | | | |
| テ ツの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額) の 2 - 11 に規定する料金を適用します。 | | | | | | | | | | | |
| 表 (略) | | | | | | | | | | | |
| ト 契約者は、規定するタイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、1 の第 1 種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。 | | | | | | | | | | | |

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 接続装置使用料

1 適用

| 接続装置使用料の適用 | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|--------------|---|---------------|--|---|---|---|-----|-----|
| 接続装置の種類等 | ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(キ) 第 7 種接続装置 (ビジネス mopera G P S ロケーション)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間で別表 2 (付加機能) に定める位置情報受信機能に係る通信を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td>(ク) 第 8 種接続装置 (ビジネス mopera I P セントレックス)</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、主として通話 (おおむね 3 kHz の帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信) を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 内 容 | (略) | (略) | (キ) 第 7 種接続装置 (ビジネス mopera G P S ロケーション) | 専用回線等接続契約に基づき、F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間で別表 2 (付加機能) に定める位置情報受信機能に係る通信を行うことができるようにするために設置するもの | (ク) 第 8 種接続装置 (ビジネス mopera I P セントレックス) | 専用回線等接続契約に基づき、主として通話 (おおむね 3 kHz の帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信) を行うことができるようにするために設置するもの | (略) | (略) |
| | 種類 | 内 容 | | | | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | | | | | | | |
| (キ) 第 7 種接続装置 (ビジネス mopera G P S ロケーション) | 専用回線等接続契約に基づき、F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線との間で別表 2 (付加機能) に定める位置情報受信機能に係る通信を行うことができるようにするために設置するもの | | | | | | | | | | |
| (ク) 第 8 種接続装置 (ビジネス mopera I P セントレックス) | 専用回線等接続契約に基づき、主として通話 (おおむね 3 kHz の帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信) を行うことができるようにするために設置するもの | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | |
| イ〜ス (略) | | | | | | | | | | | |
| セ 第 7 種接続装置には次の区分があり、2 (料金額) のとおり料金を適用します。 | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速デジタル接続用のもの</td> <td>協定事業者が提供する高速デジタル伝送サービス (当社が接続可能なものに限り) の電気通信回線を接続するための装置。</td> </tr> <tr> <td>インターネット接続用のもの</td> <td>協定事業者が提供するインターネットサービス (当社が指定したものに限り) を経由して通信を行うためのもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 内 容 | 高速デジタル接続用のもの | 協定事業者が提供する高速デジタル伝送サービス (当社が接続可能なものに限り) の電気通信回線を接続するための装置。 | インターネット接続用のもの | 協定事業者が提供するインターネットサービス (当社が指定したものに限り) を経由して通信を行うためのもの | | | | | |
| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | |
| 高速デジタル接続用のもの | 協定事業者が提供する高速デジタル伝送サービス (当社が接続可能なものに限り) の電気通信回線を接続するための装置。 | | | | | | | | | | |
| インターネット接続用のもの | 協定事業者が提供するインターネットサービス (当社が指定したものに限り) を経由して通信を行うためのもの | | | | | | | | | | |
| ソ 第 8 種接続装置及び第 9 種接続装置にはイーサネット接続用のもの又は I P 網接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。 | | | | | | | | | | | |
| タ 第 8 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類等及び当社から付与された I P 電話番号及び内線番号の数並びに外線接続可能数に応じて 2 (料金額) のとおり料金を適用することとします。 | | | | | | | | | | | |
| チ〜ト (略) | | | | | | | | | | | |
| ナ テの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額) の 2 - 11 に規定する料金を適用します。 | | | | | | | | | | | |
| 表 (略) | | | | | | | | | | | |
| ニ 契約者は、規定するタイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、1 の第 1 種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。 | | | | | | | | | | | |

ナ～ネ (略)
 ノ ネに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。
 表 (略)

2 料金額
 2-1~2-6 (略)

2-7~2-13 (略)
 第2 付加機能使用料
 1 適用

付加機能使用料の適用

(1) 削除

ヌ～ハ (略)
 ヒ ハに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。
 表 (略)

2 料金額
 2-1~2-6 (略)
 2-7 第7種接続装置に係るもの

| 区 分 | | 1 契約ごとに | |
|------|---------------|-------------------|--|
| | | 料 金 額 (月 額) | |
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | |
| 接続装置 | 高速デジタル接続用のもの | 8,000 円 (8,640 円) | |
| | インターネット接続用のもの | 1,000 円 (1,080 円) | |

2-8 第8種接続装置に係るもの

| 区 分 | | | | | 料 金 額 (月 額) | |
|------|-------------|---------------|---------------|---------------------|---------------------|--|
| | | | | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | |
| 接続装置 | 基本額 | イーサネット接続用のもの | 10Mb/s 以下タイプ | 1 契約ごとに | 8,000 円 (8,640 円) | |
| | | | 100Mb/s 以下タイプ | | 12,000 円 (12,960 円) | |
| | I P 網接続用のもの | 14 論理チャネルタイプ | | 5,000 円 (5,400 円) | | |
| | | 28 論理チャネルタイプ | | 10,000 円 (10,800 円) | | |
| 加算額 | | 1 I P 電話番号ごとに | | 100 円 (108 円) | | |
| | | 1 内線番号ごとに | | 400 円 (432 円) | | |
| | | 1 外線接続可能数ごとに | | 800 円 (864 円) | | |

2-9~2-15 (略)
 第2 付加機能使用料
 1 適用

付加機能使用料の適用

| | |
|---------------------------|--|
| (1) 位置情報受信機能に係る付加機能使用料の適用 | <p>ア 位置情報受信機能に係る1 位置情報受信ごとの付加機能使用料は、当該機能の利用により生じた、F O M A サービス又はX i サービスの位置情報通知機能に係る付加機能使用料を含みます。</p> <p>イ 位置情報受信機能に係る付加機能使用料にはプランA、プランB及びプランCの区分があり、契約者は、この機能の提供を受ける場合は、あらかじめいずれかを選択していただきます。</p> |
|---------------------------|--|

| | |
|-------------|-----|
| | |
| (2)~(3) (略) | (略) |

2 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 | |
|--------|-----|------------------|-----|
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 接続迂回機能 | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | |

| | |
|-------------|---|
| | <p>ウ 契約者は、それぞれの区分ごとに1ヶ月において受信した位置情報の数が、プランAにあっては500まで、プランBにあっては10,000まで、プランCにあっては30,000までの付加機能使用料(1位置情報受信ごとの付加機能使用料に限り、)の支払いを要しません。</p> <p>エ 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に基づき付加機能使用料を日割するとき、「500」を「500を日割した数」に、「10,000」を「10,000を日割した数」に、「30,000」を「30,000を日割した数」に、それぞれ読み替えて適用します。</p> |
| (2)~(3) (略) | (略) |

2 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 | |
|----------|--------------|------------------|---|
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 接続迂回機能 | (略) | (略) | (略) |
| | 第8種接続装置に係るもの | 1 接続装置ごとに | (1) 10Mb/s以下タイプ 8,000円(8,640円) 100Mb/s以下タイプ 12,000円(12,960円) (2) 14論理チャネルタイプ 5,000円(5,400円) 28論理チャネルタイプ 10,000円(10,800円) |
| | (略) | (略) | (略) |
| 位置情報受信機能 | 1 契約ごとに | (1) プランA | 6,000円(6,480円) |
| | | (2) プランB | 60,000円(64,800円) |
| | | (3) プランC | 150,000円(162,000円) |
| | 1 位置情報受信ごとに | (1) プランA | 10円(10.8円) |
| | | (2) プランB | 5円(5.4円) |
| | | (3) プランC | 3円(3.24円) |
| (略) | (略) | (略) | |
| プレゼンス機能 | 1 内線番号ごとに | 300円(324円) | |
| (略) | (略) | (略) | |

| | | |
|-----|-----|-----|
| | | |
| (略) | (略) | (略) |

第3 通信料

1 適用

| 通 信 料 の 適 用 | |
|-------------------------|--|
| (1) 通信時間等の測定等 | ア 第9種接続装置（タイプ2に係るものに限り。）及び第10種接続装置に係る通信時間は、専用回線等に係る接続点とアクセス回線等との間を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、契約者又は着信者による端末設備の操作等により通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻（第39条（通信の条件等）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。）により測定します。 イ～ウ（略） |
| (1)の2 第10種接続装置に係る通信料の適用 | 第10種接続装置に係る接続点から、第9種接続装置に係る接続点への通信については、支払いを要しません。 |
| (1)の3 第9種接続装置に係る通信料の適用 | ア～エ（略） オ 第9種接続装置に係る接続点から、第9種接続装置及び第10種接続装置に係る接続点への通信については、支払いを要しません。 |
| (1)の4～(2) | (略) |
| (3) 携帯電話通信料の月極割引の適用 | 携帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 |
| (4)～(6) | (略) |

2 料金額

- 2-1 第9種接続装置に係るもの表（略）
 2-2 第10種接続装置に係るもの
 2-2-1 2-2-2以外のもの表（略）
 2-2-2 ファクシミリ送信に係るもの

| | | |
|--------|---------------|----------------|
| 電話会議昨日 | 電話会議開催可能数1ごとに | 1,000円(1,080円) |
| (略) | (略) | (略) |

第3 通信料

1 適用

| 通 信 料 の 適 用 | |
|----------------------------------|--|
| (1) 通信時間等の測定等 | ア 第8種接続装置、第9種接続装置（タイプ2に係るものに限り。）及び第10種接続装置に係る通信時間は、専用回線等に係る接続点とアクセス回線等との間を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、契約者又は着信者による端末設備の操作等により通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻（第39条（通信の条件等）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。）により測定します。 イ～ウ（略） |
| (1)の2 第8種接続装置又は第10種接続装置に係る通信料の適用 | 第8種接続装置又は第10種接続装置に係る接続点から、第8種接続装置及び第9種接続装置に係る接続点への通信については、支払いを要しません。 |
| (1)の3 第9種接続装置に係る通信料の適用 | ア～エ（略） オ 第9種接続装置に係る接続点から、第8種接続装置、第9種接続装置及び第10種接続装置に係る接続点への通信については、支払いを要しません。 |
| (1)の4～(2) | (略) |
| (3) 携帯電話通信料の月極割引の適用 | 携帯電話通信料の月極割引とは、第8種接続装置又は第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 |
| (4)～(6) | (略) |

2 料金額

2-1 第8種接続装置に係るもの

| 料 金 種 別 | 料 金 額 |
|--|--------------------|
| | 次の税抜額（かっこ内は税込額） |
| 通信料 | |
| 下欄以外のもの | 3分までごとに8円（8.64円） |
| 当社及び協定事業者が提供する携帯電話サービス又はPHSサービスの契約者回線等への通信 | 1分までごとに18円（19.44円） |
| 当社が提供するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信 | 1分までごとに60円（64.8円） |

- 2-2 第9種接続装置に係るもの表（略）
 2-3 第10種接続装置に係るもの
 2-3-1 2-3-2以外のもの表（略）
 2-3-2 ファクシミリ送信に係るもの

1 通信頁ごとに 税抜額 25 円 (税込額 27 円)

第 4 手続きに関する料金

1 適用

| 手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用 | |
|-------------------------|-----|
| (1) (略) | (略) |
| (2) 削除 | |
| (3)~(4) (略) | (略) |

2 料金額

表 (略)

第 5 ユニバーサルサービス料

1 適用

| ユニバーサルサービス料の適用 | |
|--|--|
| (1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外 | 第 1 種接続装置、第 4 種接続装置、第 11 種接続装置、第 12 種接続装置、特定接続装置、mopera 直収接続装置及び通話録音接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 |
| (2) 第 9 種接続装置及び第 10 種接続装置に係るユニバーサルサービス料の適用 | 第 9 種接続装置及び第 10 種接続装置に係るユニバーサルサービス料の適用の単位については、2 (料金額) の規定にかかわらず、1 I P 電話番号及び 1 G W 接続用 I P 電話番号の数に応じて 2 (料金額) に係る加算額を適用します。 |

2 料金額

表 (略)

(注) (略)

第 2 表~第 3 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

| 種 類 | 提 供 条 件 |
|---|--|
| 1~13 (略) | (略) |
| 14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この欄において「予備回線」といいます。) を接続するための機能をいいます。 | (1) 第 1 種接続装置、第 9 種接続装置及び第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービス (当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。 (2) (略) |

1 通信頁ごとに 税抜額 25 円 (税込額 27 円)

第 4 手続きに関する料金

1 適用

| 手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用 | |
|-------------------------|---|
| (1) (略) | (略) |
| (2) 契約事務手数料の適用除外 | D L P サービスご利用規約に基づく D L P サービス (Docomo Location Platform サービス) に関する契約を締結している者が、その契約の解除と同時に、新たに当社とビジネス mopera 契約 (第 7 種接続装置に係るものに限ります。) を締結する場合の契約事務手数料については、(1) 欄及び 2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。 |
| (3)~(4) (略) | (略) |

2 料金額

表 (略)

第 5 ユニバーサルサービス料

1 適用

| ユニバーサルサービス料の適用 | |
|--|--|
| (1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外 | 第 1 種接続装置、第 4 種接続装置、第 7 種接続装置、第 11 種接続装置、第 12 種接続装置、特定接続装置、mopera 直収接続装置及び通話録音接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 |
| (2) 第 8 種接続装置、第 9 種接続装置及び第 10 種接続装置に係るユニバーサルサービス料の適用 | 第 8 種接続装置、第 9 種接続装置及び第 10 種接続装置に係るユニバーサルサービス料の適用の単位については、2 (料金額) の規定にかかわらず、1 I P 電話番号及び 1 G W 接続用 I P 電話番号の数に応じて 2 (料金額) に係る加算額を適用します。 |

2 料金額

表 (略)

(注) (略)

第 2 表~第 3 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

| 種 類 | 提 供 条 件 |
|---|---|
| 1~13 (略) | (略) |
| 14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この欄において「予備回線」といいます。) を接続するための機能をいいます。 | (1) 第 1 種接続装置、第 8 種接続装置、第 9 種接続装置及び第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービス (当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。 (2) (略) (3) 第 8 種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。 ① 10Mb/s 以下タイプ (イーサネット接続用のもの) |

| | | | |
|-------|------------------------------|--|--|
| | (3)～(4) (略) (注1)～(注2) (略) | | <p>② 100Mb/s 以下のもの (イーサネット接続用のもの)</p> <p>③ 14 論理チャネルタイプ (I P 網接続用のもの)</p> <p>④ 28 論理チャネルタイプ (I P 網接続用のもの)</p> <p>(4)～(5) (略) (注1)～(注2) (略)</p> |
| 15 削除 | | <p>15 位置情報受信機能 F O M A サービス又は X i サービスの位置情報通知機能により送出された位置情報 (その F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。以下この欄において同じとします。)を受信できる機能をいいます。</p> | <p>(1) 第7種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能を利用して位置情報送出の求めがあったときは、その位置情報送出の要求先となる F O M A サービス又は X i サービス (以下この欄において「要求先回線」といいます。) へその旨、サービス I D (当社が別に定めるところにより付与する契約者識別番号以外の番号をいいます。) 及びサービス名称 (当社の定める基準に従い、契約者からの申出により、文字、数字及び記号等を組み合わせたものをいいます。) を通知します。</p> <p>(3) 契約者は、この機能を利用して要求先回線へ位置情報の送出を求め、その求めに応じて位置情報を受信したときは、料金表第1表第2 (付加機能使用料) に規定する位置情報受信機能に係る付加機能使用料及び要求先回線に係る位置情報通知機能に関する付加機能使用料の支払いを要します。</p> <p>(4) 契約者は、料金表第1表第2 に規定する位置情報受信機能に係るプランの変更を請求し、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4 に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>(5) (2)の規定にかかわらず、要求先回線における設定、電波状況又はその他の理由により、要求先回線への通知ができない場合があります。</p> <p>(6) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(7) 当社が第54条 (責任の制限) の規定により損害の賠償を行う場合において、位置情報受信機能のうち1位置情報受信ごとの付加機能使用料に関する部分の賠償額の算定方法については、F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に定める通信に関する料金の場合に準ずるものとします。</p> <p>(8) ビジネス mopera 契約に係る名義変更 (相続等によるものを除きます。) があった場合は、この機能は廃止されます。</p> <p>(9) 当社は、契約者が要求先回線に接続された端末設備の所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があるときは、この機能の提供を中止することがあり</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | | | ます。 (10) この機能を利用した位置情報の要求の方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (2)及び(10)の当社が別に定めるところは、「ビジネス mopera G P S ロケーションサービスご利用規約」に定めるところによります。 |
| 16 削除 | | 16 プレゼンス機能 (1) 専用回線等（同一内線グループに属する専用回線等を含みます。）に係る I P 電話番号ごとの通信状態等を受信することができる機能をいいます。 (2) この機能を利用している契約者は、インスタントメッセージ機能（同一内線グループ内において内線番号及び契約者識別番号を使用して文字、数字又は記号等からなるメッセージを送受信するための機能をいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 | (1) 第 8 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2) 通信状態等の受信については当社の定める方法により行っていただきます。 (3) 契約者は、インスタントメッセージ機能に係るメッセージを、電子メールとして、あらかじめ登録した電子メールのアドレスへ送信することができます。 (4) 当社は、この機能により受信した通信状態等に起因する損害については、その原因の如何にかかわらず一切の責任を負わないものとします。 |
| 17 削除 | | 17 V o I P - G W 接続機能通信の接続先を識別するための情報を専用回線等へ送出する機能をいいます。 | (1) 第 8 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2) 契約者は、この機能を利用して専用回線等から接続を行うための番号（以下「GW接続用 I P 電話番号」といいます。）を請求することができます。 (3) 契約者は、あらかじめ同時接続数（GW接続用 I P 電話番号を利用して同時に接続できる通信の限度となる数をいい、当社が定める数以内とします。）を申し出てください。 (4) GW接続用 I P 電話番号に関するその他の提供条件については I P 電話番号の場合に準ずるものとします。 ただし、16 欄に規定するプレゼンス機能及び 18 欄に規定する留守番電話機能に関してはこの限りではありません。 (5) この機能の利用は、当社が定める方法により行っていただきます。 |
| 18 留守番電話機能 I P 電話番号又は内線番号（V o I P - G W 接続機能に係るものを除きます。）により着信した通信のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージを再生する機能をいいます。 | (1) 第 9 種接続装置（タイプ 2 に係るものに限りです。）に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(3) (略) (4)～(7) (略) | 18 留守番電話機能 I P 電話番号又は内線番号（V o I P - G W 接続機能に係るものを除きます。）により着信した通信のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージを再生する機能をいいます。 | (2) 第 8 種接続装置又は第 9 種接続装置（タイプ 2 に係るものに限りです。）に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(3) (略) (4) この機能を利用している契約者（第 8 種接続装置に係るビジネス mopera サービス契約者に限りです。）は、メッセージの蓄積があった場合に、その旨を電子メール又はインスタントメッセージ機能に係るメッセージとして通知することができます。 (5)～(8) (略) |
| 19 削除 | | 19 電話会議機能 | (1) 第 8 種接続装置に係るビジネス mopera サービス（当社 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>通信中に、当社が定める方法により、その通信中のもの以外の当社又は協定事業者が提供する電気通信回線等に接続して、最大で同時に8の電気通信回線等との間で通信（以下「電話会議通信」といいます。）ができるようにする機能をいいます。</p> | <p>が別に定めるものを除きます。）に限り提供します。 (2) 契約者は、あらかじめ電話会議開催可能数（同時に電話会議通信を行うことができる数をいいます。）を、当社に申し出ていただきます。 (3) この機能の利用は、当社が定める方法により行っていただきます。</p> |
| 20 メッセージ応答機能 当社が定める方法により契約者が指定した I P 電話番号への通信に対し、メッセージにより不在等を案内する機能をいいます。 | (1) 第9種接続装置（タイプ2に係るものに限りです。）に係るビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものを除きます。）に限り提供します。 (2)～(4)（略） | 20 メッセージ応答機能 当社が定める方法により契約者が指定した I P 電話番号への通信に対し、メッセージにより不在等を案内する機能をいいます。 | (3) 第8種接続装置又は第9種接続装置（タイプ2に係るものに限りです。）に係るビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものを除きます。）に限り提供します。 (2)～(4)（略） |
| 21 削除 | | 21 ワンナンバー通知機能 (1) F O M A サービス契約約款及び X i サービス契約約款に規定するワンナンバー機能（以下「ワンナンバー機能」といいます。）においてその I P 電話番号が指定されている場合に、I P 電話番号に代えて、ワンナンバー機能の提供を受けている F O M A サービス又は X i サービスの契約者識別番号（以下「ワンナンバー番号」といいます。）を通知して通信を行うことができる機能をいいます。 (2) この機能を利用している契約者は、I P 電話番号ごとの通信の可否に関する情報をワンナンバー機能に係る F O M A サービス又は X i サービスの電気通信設備に通知することができます。 (3) この機能を利用している契約者は、当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等（当社が別に定めるものに限りです。）の電気通信番号を登録することにより、登録された電気通信番号からの以後のワンナンバー機能を利用した着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行う又は切断を行うこと（以下「迷惑電話ストップサービス」といいます。）ができます。 (4) この機能を利用している契約者は、ワンナンバー機能を利用した通信（当社が別に定めるものに限りです。）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線又は他社契約者回線の電気通信番号等をいいます。以下同じとします。）が通知されない発信に対して、その発信者番号を通知してかけなおしてほしい旨を発信者に通知すること（以下「番号通知お願いサービス」といいます。）ができます。 | (1) 第8種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2) ワンナンバー機能を利用することができない場合等は、ワンナンバー番号を通知できないことがあります。 (3) 当社は、ワンナンバー番号を通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、I P 電話番号の場合に準じて取り扱います。 (4) 当社は、迷惑電話ストップサービスにおいて、現に登録されている電気通信番号からの着信に対しておことわりする旨を案内する場合、着信した時刻から当社が別に定める時間が経過した後、その通信を打ち切ります。 (5) 当社は、迷惑電話ストップサービスにおいて、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録されている電気通信番号を消去することがあります。 (6) 当社は、迷惑電話ストップサービスにおいて、現に登録されている電気通信番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うこと又は切断を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (7) ビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、この機能は廃止されます。 (8) この機能に係る設定方法その他の提供条件は、当社が定めるところによります。 (注) 迷惑電話ストップサービスにおいて着信をお断りする旨の案内を行う場合は、専用回線等への通信と同様に、通信料が適用されます。 |
| 22～23（略） | (略) | 22～23（略） | (略) |

別表3～別表4（略）

附 則（平成27年9月18日経企第1156号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

別表3～別表4（略）

(料金の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金の他の債務については、なお従前のとおりとします。

(第6種接続装置の提供に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種接続装置に係るビジネス mopera サービスの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 接続装置使用料については、次表に定めるところによります。

1 契約ごとに

| 区 分 | | 料 金 額 (月 額) |
|------|---------------|-------------------|
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| 接続装置 | 高速デジタル接続用のもの | 8,000 円 (8,640 円) |
| | インターネット接続用のもの | 1,000 円 (1,080 円) |

(2) 位置情報受信機能に係る付加機能使用料については、次表に定めるところによります。

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (月 額) |
|----------|-------------|-----------------------------------|
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| 位置情報受信機能 | 1 契約ごとに | (1) プランA 6,000 円(6,480 円) |
| | | (2) プランB 60,000 円(64,800 円) |
| | | (3) プランC 150,000 円(162,000 円) |
| | 1 位置情報受信ごとに | (1) プランA 10 円(10.8 円) |
| | | (2) プランB 5 円(5.4 円) |
| | | (3) プランC 3 円(3.24 円) |

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 当社は、新たに位置情報受信機能に係る利用の請求があったときは、第6種接続装置に係る利用者からの請求に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。

(第8種接続装置の提供に係る経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第8種接続装置に係るビジネス mopera サービスの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 接続装置使用料は次表に定めるところによります。

| 区 分 | | | | | 料 金 額 (月額) |
|------|-----|--------------|---------------|---------|---------------------|
| | | | | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| 接続装置 | 基本額 | イーサネット接続用のもの | 10Mb/s 以下タイプ | 1 契約ごとに | 8,000 円 (8,640 円) |
| | | | 100Mb/s 以下タイプ | | 12,000 円 (12,960 円) |

| | | | |
|--------------|-----------------|----------------|----------------------|
| | I P 網接続用の もの | 14 論理チャネルタイプ | 5,000 円 (5,400 円) |
| | | 28 論理チャネルタイプ | 10,000 円 (10,800 円) |
| | 加算額 | 1 I P 電話番号ごとに | 100 円 (108 円) |
| | | 1 内線番号ごとに | 400 円 (432 円) |
| 1 外線接続可能数ごとに | | 800 円 (864 円) | |

(2) 接続迂回機能に係る付加機能使用料については、次表に定めるところによります。

| 区分 | 単位 | 料金額 | |
|---------|-----------------|------------------|---|
| | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | |
| 接続迂回機能 | (略) | (略) | (略) |
| | 第 8 種接続装置に係るもの | 1 接続装置ごとに | (1) 10Mb/s 以下タイプ 8,000 円(8,640 円) 100Mb/s 以下タイプ 12,000 円(12,960 円) (2) 14 論理チャネルタイプ 5,000 円(5,400 円) 28 論理チャネルタイプ 10,000 円(10,800 円) |
| プレゼンス機能 | 1 内線番号ごとに | | 300 円(324 円) |
| 電話会議機能 | 電話会議開催可能数 1 ごとに | | 1,000 円(1,080 円) |

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 6 当社は、第 8 種接続装置に係る利用者から新たに第 8 種接続装置に係る利用の請求があったときは、加算額に係る接続装置に限り、改正前の規定によりこの接続装置を提供します。
- 7 当社は、新たに留守番電話機能及びメッセージ応答機能の利用の請求があったときは、第 8 種接続装置に係る利用者からの請求に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。
- 8 当社は、新たにプレゼンス機能、V o I P - G W 接続、留守番電話機能、電話会議機能、メッセージ応答機能及びワンナンバー通知機能の利用の請求があったときは、第 8 種接続装置に係る利用者からの請求に限り、改正前の規定によりこの機能を提供しません。